

平成23年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成23年6月14日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 第27号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第28号議案 幸田町税条例の一部改正について
第29号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第30号議案 工事の請負契約について（施設整備工事第23-1工区）
第31号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|-------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 伊澤伸一君 | 健康福祉部長 | 杉浦護君 |
| 参事 | 中山豊君 | 環境経済部長 | 烏居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 鈴木政巳君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 監査委員事務部局長
事務局長 | 長谷寿美夫君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 伊藤光幸君 |
| 教育部次長兼
学校教育課長 | 春日井輝彦君 | 消防長 | 近藤弘君 |
| 消防次長兼
予防防災課長 | 黒野英男君 | | |
-

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 鈴木久夫君
-

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまです。

ここで、お諮りをいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、報告をいたします。

議案質疑通告に際し要求のありました資料を、本日、お手元に印刷配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 水野千代子君、10番 夏目一成君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第27号議案から第31号議案までの5件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき1人15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、27号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 最初に、この議案の提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による一部改正ということではありますが、この提案理由について、地方公務員の育児休業等に関する法律というのも改正されておるわけでありませぬ。

町としては、どうして国家公務員の育児休業改正というものを導入して、提案理由に

しているのか。

それから、(2)としまして、非常勤職員の定義というものがよく理解できないわけですが、勝手に想像してはいけませんと思いますので、そのあたりを明確に答弁をしていただきたいということが2点目。

それから、3点目に、条例改正をするということは、本町独自にいろいろなものを織り込んでいくというものがやっぱりあってしかるべきであると考えます。そのために、今回の育児休業に対して、例えばこの本旨は一体何かというものを考えてみますと、育児休業というものは、やっぱりもともとは男女平等とか、子育て支援とか、それから育児休業後の優秀な人材を継続して確保していくというようないろいろな要素があると思います。そういうようなものを織り込んだ幸田町独自のものを検討されたかどうか、そのようなものがありましたら説明をいただきたいというのが説明を求める理由であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、最初の国家公務員の育児休業等に関する法律改正という提案理由に関する部分でございます。

今回、御提案をさせていただいております法律につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律として、この法律の中で三つの法律と一緒に改正をされております。

そのうちの一つが、地方公務員の育児休業等に関する法律でございますが、したがって今回私どもが提案をさせていただいたのは、この三つの法律を法にした法律名で提案をさせていただいておりますので、若干わかりにくくなっておりますけれども、中身につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正部分を条例改正でお願いをしておるものでございます。

2点目といたしまして、非常勤職員の定義を明確にということでございます。

まず、この条例で言いますところの非常勤職員と申しますのは、地方公務員法第17条の規定に基づく選考試験等を行って採用される、そういう職員になってまいります。

私どもで申しております非常勤職員というのは、地方公務員法第22条の規定に基づく本当に臨時的な職員ということで採用しておるもので、この扱いが、若干、同じ非常勤職員と申しておりますので、わかりにくいところがあるわけでございますが、法律の適用としては、私どもは選考試験を必ずしも要しない職員ということで採用させていただいておるということで、違いがあるということでございます。

それから、本町独自の施策ということでございますが、私どもはこの法の範囲内での対応で考えております。

確かにおっしゃられるように、子育て支援という点では、いろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、法の想定をしておる、その範囲内で対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 最初の国家公務員云々であります、国家公務員法地方公務員とい

うのは、やっぱり平等・対等であると考えておりますが、こういうところに持ってきて地方公務員、例えば括弧書きにしましても、入れたほうが、何か地方のやっぱり自負心とか、そういうものが生まれてくるのではないかというふうなことも考えられます。

それから、例の非常勤職員というものが、今の説明でありますと、試験採用が区分の一番明確性、試験で採用した人、試験で採用しない人の区分というふうに取りましたが、例えばそういう中身は全然別としまして、試験なしで採用すれば、該当なしで、こういう育児休業が受けられなくなってしまうというような感じになってしまうのかなというふうに思いますが、具体的に私、どんなものがあるのかなと考えておったんですが、実際のところよくわかりません。

例えば、電算システムを1年間かけてシステムを改正しようというようにときに、試験採用で優秀な人材を集めて、1年間採用期限だよと言って試験採用で登用したと。そういう人をここで言う非常勤職員と言うのか、それとも大きな大規模事業をやるのにちょうど1年ぐらいかかると。その設計監理、工事、監督を行うために、1年間期限限定で九州でも北海道でもどこでもいいんですが、優秀な人がいるといううわさを聞いて、そういう人をあちこちから集めてきて試験をして採用をするというようなことになるのかなと思うんですが、そうすると育児休業というのは女性も男性もあると言えば、それまでであります。今回、東京のほうでこういう大きな改正をして全国に流したということですが、相当数なくてもこういう改正をするのか、よくわかりませんが、頭に描けるような、この非常勤職員というのはどういうものかというのをお持ちであれば、説明をいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、提案理由の関係でございます。

こちらにつきましては、私ども法律の改正を受けて条例の改正をお願いをする案件につきましては、従前から国会で議決をされ、公布をされた、その法律名を用いさせていただいております。その関係で、ずっと同じような扱いをしておりますので、今回につきましてもそのようにさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、2点目の採用のあり方でございます。

どういう職種の場合はこの該当になるのかということでございますけれども、私どもの非常勤の職員の任用のあり方がどうであるかということによって変わってくると思えます。一般職に準じて公募をし、かつ競争、あるいは一定の要件を満たすかどうかの選考、それらを行う仕組みのもとで採用する職員であれば、これは第17条の職員ということにもなるかと思えますけれども、いずれにいたしましても私どもは今のところ緊急性等もあつたりするものでもございますので、そういう職種等もありますので、今、私どもは非常勤職員すべてについて地方公務員第22条該当の職員という扱いをさせていただいておる、そういうところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、今回の育児休業については該当なしということですが、まずその前提で、今回、ここで条例等が出されております非常勤というものの考え方の関係で、この非常勤は地方公務員法の第3条の3項に該当をするのかどうか、その職員であるかどうかという問題であります。

それと、もう一つは、幸田町にはいろんな使い分けがあります。いわゆる常勤の一般職、これはいいですわね。非常勤、嘱託職員、臨時職員、いろんな使い分けをされているわけですが、その使い分けはなぜそういう使い分けをするのか。嘱託職員とは何を言い、非常勤職員とは何を言い、臨時職員とは何なのか、その職務の実態について、まず説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、地方公務員法第3条の関係であります。

嘱託職員につきましては、私どもは地方公務員法第3条の規定による特別職の職員と、こういうことで扱っております。したがって、地方公務員法の適用を受ける職員ではないという考え方でございます。

それから、非常勤職員につきましては、幸田町非常勤職員の給与等に関する取扱要綱を定めさせていただいておりますけれども、一般職の非常勤職員として時間給で支給をしております。

雇用期間につきましては、6カ月までで、1回について更新ができると、日々更新をし、専門的な職種を除きますと、最長3年までの雇用期間となっております。

それと、臨時職員の関係でございますけれども、こちらにつきましては、私どもで言うところの非常勤職員と同じ考え方でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の説明でいきますと、法による身分は、取扱要綱の第2条、ここに嘱託という規定があります。その身分は地公法の第3条3項3号に該当する特別職の職員の非常勤の嘱託員とすると、こういうことですよ。

そのことによって、地公法上の扱いを逃れているかなというふうに思うわけですが、そうしたことと、もう一つは、幸田町非常勤職員の雇用・給与等に関する取扱要綱というのがございますよ。この要綱でいけば、第2条で「その範囲」というのがあります。その第1号で、臨時の補助的な業務または肉体的もしくは機械的な労務に従事し、日々雇用するもので、同一人を継続して雇用する必要がなく、日々交代があっても業務の遂行に支障がないと認められる職に雇用する者を非常勤の職員とすると、こういうことですよ。

日々雇い入れて、その人があしたから来んでもいいよというふうに言われても、業務に何ら支障がないと、こういう取扱要綱ということですが、資料として出されております。その資料の中で、具体的にはどういうところにはまるの。

この資料でいきますと、嘱託員は地方公務員法の第3条3項3号だと、これは区分けしてある。その下の地方公務員法第22条の第5項、こういうところでたくさん職務・職種がございます。雇用人数も、トータルで207人という大変大きな数。

こういう人たちを、あなたが言うところの取扱要綱でいけば、日々雇用して、あした

から来なくてもいいよと言っても業務には支障がないよと、これがあなた方の取扱事務要綱の中における位置づけですよ。しかし、出された資料からいけば、最長3年だと。何でだと。こういうことですよ。

あなたの答弁する内容と取扱要綱事務要綱の内容と実態は全部ばらばらじゃないの。どういう雇用形態と職務を遂行するに当たって人の体制を整えているのか、ここら辺はきちっとわかるように説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この本日お配りをしました資料の中の非常勤職員ということでまとめさせていただいております、いろんな職種がございます。こちらで採用させていただいておる非常勤職員につきましては、その契約の中におきましても、日々契約行為は更新をするんだというのが、それが条件の一つになっております。ということで、御理解がいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 御理解いただけないから、こうやって質問しとるわけですよ。

あなた方の資料にもありますように、先ほど申し上げた、非常勤職員とは、その根拠なるべき法律は、地方公務員法の第22条の第5項だと、こういう規定ですよ、書いてある、あなた方が出した資料に。

では、お聞きするけれども、その地方公務員法第22条の第5項、これは第22条というのは、条件つき採用及び臨時的任用という法律の表題ですよ。5項についてはどういう規定になっておりますか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 私どもは人事委員会を置かない市町村でございますので、議員御指摘のように、第22条は第5項が適用されます。その条文でございますが、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者はその任用を6月をこえない期間で更新ができるが、再度更新することはできない」と、このようになっております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はなぜこの問題をやるのか。それは、あなた方が議案の提案説明の中で、「我が幸田町にはこの法律の改正に伴う条例改正によって該当する職員はございませんよ」と、こういうことを言うわけだな。そういうことを言ったから、じゃあ実態はどうなんだということで掘り下げておる。

今、部長が第22条の第5項について説明がありました。そうしたときに、ではこれについて昭和53年6月23日の最高裁の判例はどうなっておりますか。行政実例がございましたよね。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 承知しておりません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 承知しとったら、次はやけどするのは嫌だ、火だるまになっちゃう

わけだ。

つまり、この第22条の第5項にかかわる地方公務員法にかかわっては、最高裁の判例では、条件つき採用制度の趣旨、目的は、職員の採用に当たって行われる競争試験または選考の方法がなお職務を遂行する能力を完全に実証するとはいいがたい。これにかんがみて、試験または選考により一たん採用された職員の中に適格性を欠くものがあるときは、その排除を容易にすること、要は、簡単に首が切れるよと、それをするために職員の採用の適格性の度合いの実証に基づいて行うとの成績主義の貫徹にあると。

つまり、同制度の職員を正式採用する否かどうかを最終段階で選考する方法としてとらえていることにかんがみれば、適格性の有無の判断について、職員採用に際しては、任命権者により広い裁量権が与えられていると。それは、純然たる自由裁量ではないと。分限事由に、それ自体にみずから制限があり、客観的に合理的な理由があって、社会通念上、相当されるものと、こういうふう理解をされるんだよと。判例ですから、いろいろ難しいことを言っとる。

しかし、その前段の中にあるように、ここにもありますように、6カ月を超える雇用期間はやってはならんと。ただし、1回だけいいと、1回だけ許してやると。1回だけやるということは、6カ月プラス6プラスで1年。1年を最長期間として、それを超えるものは違法ですよというのがまず第1点。

この資料にありますように、最長3年だ。みんなオール3年で、その合計が207人。207人の人たちが幸田町の勝手な、我が法律なり、我が憲法なりという、そういうもつで非常勤の職員の身分保障がされずに、今回の条例改正でも「該当者なし」として弾き飛ばしておる。

違反行為、憲法にも、あるいは法律にも違反するような扱いをして、最長3年だと。後ろ見て、あと残り時間は何分だなんて見とらんでもいいわな。自分たちの誤りは誤りとして正さなあかんわ。

この第5項の行政実例は、あるいは判例は、最長1年を超えてなお雇用することを禁じとるわけだ。なお、採用しようと思ったときには、正式採用しなければならんという義務規定ですよ。それはどういうふうなされとるんですか、実際の扱いとしては。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 53年9月の最高裁判例に基づく訴訟がどういう争点で訴えられて判決がなされたかというの承知しておりませんので、細かいコメントはできる状況にはございません。

ただ、おっしゃられるようなケース、お伺いした限りにおいては、欠員補充のような正規職員の採用に際して、正規採用せずに期限付きの採用としたのではないかなという、そういう可能性もあるかなと思って今お伺いしておったわけでございますけれども、こちらについては不明確でございますので、コメントというか、見解は控えさせていただきます。

私ども、おっしゃられるように、最長1年というのは、これはいずれにしても第22条の第5項はそのように定めておるわけでございます。私どもの非常勤、最長3

年と言っておりますけれども、実際にはもう3カ月単位での、単純に切るのではなくて、おおむね3カ月の期間で更新をしまして、その後、また事業の必要性を見まして、次のまた非常勤の職員を探すときに、またその方が3年になるまでの間は繰り返し行っていくことができるという、この最大期限を言っておるのでございまして、私どもは、一応、今おっしゃられる1年の期間を継続して雇用しておる、そういう職員ではないということで御理解がいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 理解できんから、ずっと言っとるわけです。

あなたが一番初めの答弁の中で、第22条の第5項とは何ぞやということを朗読をしていただいた。その第5項の最後のほうに、任命権者はその任用を6カ月を超えない範囲で更新することができる。つまり、あなたの答弁でいくと、3カ月ずつ空気を入れて、また3カ月と、こういうことはできますよと。だがしかし、再度更新することはできないう。これは本文の規定ですよ。行政実例とか判例とか、あなた方はそう言ったときにはずっと都合のいいように逃げるけれども、これは逃げようがないね。

第22条の第5項において、再度更新することはできんよといったときに、じゃああなた方は何をやるのか。脱法行為の確信犯的答弁がされたわけだ。

我れのところは6カ月じゃなくて3カ月の細切れで採用して、細切れの間に1日か2日か空気を入れるということは言ってへんけれども、言ってへんけれども、3カ月、3カ月でやっつけば問題がないような言い方をする。3カ月であろうと、1カ月更新であろうと、6カ月間を超えてはならないと。この言うのは、6カ月間継続しなければならない、6カ月間の臨時的な雇用期間でなければいかんと。1カ月、1カ月でも、それが実質的に継続された場合、最長で1年を超えてはいかんよと、こういう規定じゃないですか。脱法の確信犯としての見解を示していただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 脱法とおっしゃられるわけでございますけれども、私どもは現在行っております扱いが法律の許容される範囲内だということで行っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

最長3年という扱いでございますけれども、こちらにつきましては、過去に雇用の機会を多くの町民に与える必要があるではないかと、同じ者が何度か、何度か繰り返しというか、一定期間あいて、また次にまた同じ方が3年以上やっていくというのは、町民の中の雇用の機会均等が図られていないのではないかと、このような意見等もございまして、それに倣いまして、3年を上限とさせていただいたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ますますどんどんどんどん深みに入って、泥沼に入って、いよいよあんたここまで泥が来ちゃって、もうちょっといくと窒息死するぞ、そんなことを言っとると。

結局、3年に切ったのは私たちの行政の良心的な裁量ですよということなんですよ。特定な人間が1年を超えて雇用され続けて、さらに3年を超えて雇用を続けると、町民

に対して雇用の機会をなくしてしまう。特定な人間がずっと長く居座っちゃうのはいかんから、雇用の機会を拡大するために、1年を超えて3年以内のところで切っとるんだと。そういうのを「毒を食らわば皿までも」と、悪いことは承知の上だ。悪いことは承知の上だけれども、3年やっていた。その職務とは何ぞやと、職務の内容が出とるわけでしょう。いわゆる、下記以下の保育士という形で、保育士がずっとやっとなる。

保育士というのは、日々変わっていったら、子供が情緒不安定になるわけだ。できれば長くその子供と接触しながら、子供のいい点を伸ばし、悪い点を直していくという保育としての資格を持ちながら、その資格を経験豊かに生かしていくと言ったら、一定の期間が必要なんですよ。3年がいいとは言っとらん、10年でも20年でもいいんですよ。その人の持つ特技・特性が保育という業務にふさわしいのだったら、それはやっていかないかん。だけれども、ここでぽんと切っちゃうから、該当する職員はございませんとという提案理由になっちゃう。だから、あなた方は悪の上にさらに悪を重ねて、もうどっちみち逃げ切れんとところにへ理屈・は理屈並べ立てて正当化しとるだけじゃないですか。

先ほど申し上げたとおり、第22条第5項については、半年を超えてはならんけれども、1回だけ許してやるわと。その期間は最大1年ですよと。1年を越えたらどうするのかと、正規採用しなさいというのが普通でしょう。

ここでいけば、正規採用すべき該当する職員は207人おるわけだ。そんなこと言ったら、幸田町の職員定数条例をはるかにオーバーするわけだ。今、若干すき間があるわな。すき間があるけれども、そのすき間どころか、200人を超える正規職員を自主的にあなた方がそうやって3年間脱法行為をやり、確信犯的に進めてやってきている。そういうものをきちんと改めるのが、今回、条例を提案されたときに、該当する職員はおりませんよと言ってほおかぶりしている。そのほおかぶりを取れば、何だこのまちは、脱法行為、何でもありじゃねえかと。これは改めるべきじゃないですか。

町長、どうされますか、今、幸田町の非常勤職員の実態を示していただきました。地公法の第22条第5項、その5項の内容は、最長1年を超えてはならんと、こういうことになっております。その実態として、最長3年だと、これが地公法に触れる内容だというふうに私は指摘をしているわけですが、そうした点で、今後、どういうふうに変えていくのか、そういう人たちの身分の安定で職務を遂行し、特に保育士については対子供との関係も大変重要な問題になってくる。日々保育士が変わるとしたら、子供なんかたまったもんじゃないわけだ。きょうはあのおばさん、きょうはあのおばさん、あしたはあのおばさんと、子供がまともな保育ができないというのがあるわけだ。そうしたものを実態として取り上げて、どう改善をしていくのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 総務部長がいろいろ説明させていただきましたけれども、以前から伊藤議員からはこの件について御質問がございます。

それで、同一人が長期にわたり、総務部長が先ほど申し上げたような形の、それを3年とか、そういう短期にされたのは、以前の町長がそのような御質問をいただいてされたというふうに解釈いたしております。

現在、嘱託員だとか非常勤というのがたくさん勤めていただいております。まず、その中で非常勤の職員の方でありますけれども、扶養の範囲内で勤めさせてほしいという方が、例えば今現在のこの役場の庁舎の一般の事務をやっている方については、そういうことで、それ以上超えちゃうと扶養に入れなから、こういうふうにしてほしいというような形の方が随分いらっしゃいます。そういう状況の中で採用して、役場の中の仕事をやっていただいておりますけれども、そういう方については、それなりの対応でやっている。

それから、先ほどおっしゃったように、保育園の保育士の問題等々であります。本当に、これ延長、早朝、昼間の対応の保育士とか、バラエティに富んでたくさんの方がお勤めいただいております。その人たち、その人たちに対応するような方策で考えながら現在やっておるわけでありまして、私どもの今やっていることがすべてが脱法行為かと言いますと、私はそうではないというふうに思っております。それは、労働といえますか、その協約の中で運用をさせていただいているということだというふうに思っております。

それから、嘱託員の問題でありますけれども、嘱託員については、特に私どもはその仕事に対してライセンスを持っていると、その仕事をやるには保健師とか保育士とか、いろんなそういう資格がないとできないという方について、嘱託員ということで長期に雇用をいたしておるわけでありまして、本来ですと本当に伊藤議員おっしゃるように、全員が職員として採用して、されるのが一番いいと思います。しかしながら、やはり役場も経営上の問題もございます。今おっしゃったような、皆さんを全部本採用で採用したら、6億か7億以上の人件費がさらに追加されるわけでありまして、それに退職の引き当てから、大変な形になるわけでありまして、しかしながらかなめのところにつきましては、見直しもかけなければいけないだろうというふうに今考えております。

今後、よくその辺についても検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いろいろ言われるけれども、あなたの答弁からいくと、いわゆる嘱託職員と非常勤職員をごちゃまぜにしちゃうわけですね。

嘱託職員は、部長の答弁もありますように、地公法の第3条第3項第3号ということで、これは地公法上の適用対象外という扱いをされておる。ここで、最長20年近くの嘱託職員がおる。私は今、そのことの問題をどうのこうのと言っとるんじゃない。それは、部長が答弁されたように、ここで言う、条例上で言う非常勤職員とは、地方公務員法の第22条第5項に該当する職員を言いますよということと言われるから、そういう指摘をした。

時間が過ぎちゃったものですから、要は町長、その場だけの答弁ではなくて、名高き悪し慣行が使われております。根本的な見直しを求めて、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろと議論がされているわけでありませけれども、この定義の問題でございますけれども、国の定義と、それから町の定義、さまざまあるようでございますが、法律に基づいて条例改正をしなければならないと言うならば、この法律に基づくような幸田町の雇用形態に改めるべきだというふうに思うわけでございますが、そこで先ほどから議論になっております幸田町の嘱託職員のところでございますが、かなめのところは見直しをかけなければならないというふうに町長がおっしゃいました。

このかなめのところを見直しをかける、これは今回、法律に基づいて幸田町の育休の条例改正をしたという、この内容に適用される雇用形態というような解釈でよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） かなめでございますから、今、一つだけのことじゃなくて、全体に見直しをかけさせていただこうというつもりでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど説明の中では、幸田町に該当する職員がいないということで、説明の中では切って捨てられたわけでありませけれども、しかし現実に幸田町には300名を超えるさまざまな雇用形態の非常勤職員の方がいらっしゃるわけございまして、こうした身分保障のない雇用形態というのは、非常にこれからの将来にわたって不安感を与えるものでございます。

しかも、今、非常に長引く不況の中で、若者の雇用が不安な状態のときに、一つの事例で言えば、未来のある若者が幸田町の不安定雇用の中で働いていると、しかも嘱託で働いていると。こういう中で、やはりこうした改善をしていかなければ、自治体の職員がワーキングプアになってきている状態が長年続いている、これは大きな問題だというふうに思うわけでありませ。

そうした点からすれば、国はこの育休も認め、そして働く環境づくりというものも進めてきている中で、幸田町にあっては該当する職員がないと言って打って捨てられると。これでは、余りにも地方における職員の実態がお粗末過ぎるのではないかと思うわけでありませが、そうした現状というものは町長はどのように改善するというところでございませか、そのことについてもお尋ねしたいと思います。

それから、当然、国が法律改正をして、そして地方公務員の条例改正も行われてきているわけございませ。幸田町は該当しないわけございませが、県下の中で、この条例改正が適用される自治体はどこがございませか、その自治体名を教えてください。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 自治体のワーキングプアというようなことでおっしゃるわけでありませけれども、現在、本当に細分化された職種と申しますか、いろんな方たちに非常勤としてお手伝いをいただいております。

これにつきましても、さらに今後細分化されるであろうと思ひませけれども、本当は職員のスペシャリストを養成してやることによってすべて対応できるかというふうに思ひませ。それが、先ほど申し上げたように、経営上の問題もありませ、多くの非常勤の皆さんに、先ほど扶養の範囲内であるということの、そういう方がたくさんいらっしゃる

て、今、そういうふうな形をしておりますけれども、こういう方につきましても、一度、よく見直しをかけて、検討させていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） 今御質問の県下の状況でございますけれども、すべてちょっと把握はしておりませんけれども、近隣でございますけれども、17条を適用しておるのは、岡崎市が適用をしております。

蒲都市、西尾市、安城市については、幸田町と同じような形態でありまして、17条該当職員は見えません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この17条に該当するというのは、要するに選考試験を受けて、この選考試験というのはどういうものなのか、具体的にお示しいただきたい。

国においては、国家公務員の国家公務員試験がありますよね。それに基づいての試験なのか。そして、岡崎市においてはどういう試験を行っているのか。例えば、幸田町が採用するとすれば、どのような試験なのかという、そういういろんな試験のあり方があるというふうに思うんですね。特に、国において言えば、国の機関が独立行政法人化をされて、そして期限つき採用と、こういう形の中で雇用がされている。こういう中で、今回のこの法律の改正もあったというふうに私は理解をしていますけれども、幸田町では、そうしたこともないままずっとやられているというところに大きな問題があるのではないかとこのように思うわけがあります。

先ほど町長は、スペシャリストを採用していく中でどうのこうのと言われましたけれども、幸田町の中で言えば、先ほど伊藤議員も言われましたように、例えば保育士、それから調理員、そして学校用務員さんたちもそうでございますが、そうした人たちがどんどん嘱託化され、そして雇用が不安定雇用になってきている。こういう実態の中で、町長の言われる経営感覚で職員の採用もしているんだよと。

そうしますと、例えば若者がこれから希望をしていっても、身分が不安定な雇用の職場になってくれば、これは当然、これからの日本の経済にもそうでありまして、社会、そうしたものが成り立たなくなってくる。その一つのひずみがこれではないかというふうに思うわけがあります。

そうした点におきまして、やはり安心して暮らせる社会を進めていくには、雇用のルールをつくって、そしてきちっと安心して働ける、そうした職場づくりもしていかなければならないというふうに思います。

そうした点におきまして、本来、幸田町の保育園の中で言えば、嘱託職員が担任を持たなければならない、こういう実態は早急に改善をしていくべきだというふうに思うわけでありまして、そうした点におきまして、この法律に基づく職場環境づくりというものができるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部次長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） まず、幸田町が17条の関係で選考試験をやったらという場合ですけれども、幸田町においては、人事委員会を置かない町でございます

ので、競争試験または選考によって決定をすることになります。

競争試験につきましては、職務能力を競争関係において相対的に判断をするということとでございます。

選考につきましては、職務能力の有無で一定の基準による判断をするということで、基準を設けて取り扱うということになります。

具体的には、経歴なり学歴、技能、免許資格等で、できるだけ客観的かつ具体的なものとして、必要に応じて筆記や実技の試験等も加味するというところで、選考という場合は、町である程度の基準を設けて選考をやるという考えでございます。

もうあと1点、岡崎市でございますけれども、これにつきましては、岡崎市さんが募集をかけまして、論文試験を行い、その後に面接試験を行って、採用の決定をしております。

それと、あと1年でございますので、再度1年更新する場合は、その非常勤職員、17条職員ですね、該当する職員に対して勤務評定等を行って、更新するかどうかを決定しておるといふふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 嘱託職員等の身分の保障の関係でございます。

先ほど町長が答えられましたように、この部分については、かなめのところは今後検討ということでお答えをされました。

今現在、私ども行政サービス専門部会というプロジェクトチームを設けまして、この中の検討テーマの一つとして非常勤職員、嘱託職員のあり方についても検討させていただいておりますので、その中の検討結果を受けて、また私どもも見直すところがあれば、町長の答弁のように、見直しを進めてまいりたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この今回の法律の改正によって地方公務員の非常勤職員の育児休業の取り扱いというものが改正の内容でございますけれども、この中で、先ほど岡崎市の場合を1年というふうに区切って言われましたけれども、じゃあこの岡崎市が17条に該当する職員の採用があるという中で、例えば育休をとった場合は、これはその育休取得分が延長されるのかということとございますよね。ここ、育休をとった期間がストップをし、その分、とった期間をまたさらに上乗せをして、そしてその期間内までの雇用ができるというふうに身分保障もされるのかということとございますけれども、その点はどういうふうになっているわけでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 岡崎市さんのこの取り扱い、運用につきまして、私どもがお答えをするに立場にございませんので、申しわけございませんが、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでしたら、国の法律の中身について、育休の実態についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、今回の改正についてでございます。

今回、改正のポイントにつきましては、一定の要件に該当する非常勤職員が育児休業をとることができるというふうに改められたということでございまして、それが私どもの場合ですと、17条職員でないと該当にならないということでございます。

ここら辺につきまして、この職員の扱い、先ほど次長兼総務課長からも説明いたしましたけれども、岡崎市では17条として扱っておる、そういう事例等もございますので、この改正内容に適合する職員とすべきかとか、そこら辺につきましても、先ほど申し上げましたプロジェクトチーム等の答えを待って検討させていただかなければならない、そういう事項だと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、国の非常勤職員の育休のとり方でございますが、これは任期制でしょう。限られた年数の中で採用されている。その職員が育休をとる。育休をとった期間は保障されるのかということでございます。

ですから、5年なら5年の任期の中で採用されている中で、育休をとるのは勝手ですよと、その分は延長されませんよということなんでしょうか、それとも今回のこの法律は、きちっとそうした雇用の実労働時間プラス育休時間で雇用期間とするような保障をするものになってきているのかということでございますが、どうなんでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 申しわけありません。そこら辺につきましては、ちょっと今はっきりお答えをすることができません。お許してください。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、本来、この育休が今の実態、正規職員の場合におきましても、なかなかとれないというふうに、今、3年ですよ。3年が実際運用としてはとれない職場環境にあるというのが実態ではなかろうかと。正規でさえもとれないわけでありますので、ましてや非常勤はなおさらとれない。そして、例えば女性の場合は特にそうでありますけれども、例えば試験採用で受かったとしても、雇用する段階になると、その希望者が若い人だったら、例えば結婚して間もない女性だった場合は、あなたは子供を産みますかと、産むならばほかのところを当たってくださいと、幾ら試験採用が受かって、そういうふうに最初からそうした採用自体がかなわないというような実態になってきている中で、今回のこの国の法律に基づいて条例改正をされても、幸田町の実態にも合わないというような、この条例改正は何なのかと言いたくなるわけでございます。

ですから、幸田町では、国の最低の育休の法律改正でさえも実態としてはならないというような、こうした雇用形態はきちっと検証し、改めるべきだというふうに思います。

そして、この部分は、これから検討していくということでございますので、その検討の期間はいつから実施に入るのかということでございます。それをお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この雇用形態、非常勤、嘱託等の雇用形態等のあり方について

の検討は、プロジェクトチームのほうには、秋をめどに報告をしていただくように調査・研究をお願いをしておるところであります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、秋に検討しますよね。そして、その実施はいつをめどにするのかということでございます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、総務部長が申し上げたように、いろんな検討事項をたくさんプロジェクトで組んでやっております。その内容が出そろった段階で、その中でしっかりさらにまた内容をよく精査しながらやりたいと思いますので、来年の4月からできればいいでしょうし、その辺もよく検討させていただくということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第28号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今回、項目として出しましたのが、ここに書いてありますように、1、条例とは、2、改正地方税法が云々でございますが、これの若干補足をさせていただきますと、例えば第27号、第28号の議案をそれぞれ見ておりましたら、結局、条例とは一体何なのかというのがよくわからなくなってしまったということです。

条例というものは、基本的に自治体が独自に定める法令ですよ。規定であるということで、上位法があれば上位法に従う、上位法に反するような条例というのは、やっぱり規定はできないわけでありまして。

その中で、地方自治法第14条においては、条文であります、「法令に違反しない限りにおいて条例で規定できる」ということです。「できる」という意味は、規定しなきゃいかんということなのか、できるという解釈なのか、よくわかりません。

それから、地方自治法第2条において、地方公共団体の役割は何かと言うと、地域の事務処理をなさい、二つ目が、法令または条例に基づいて事務処理をなさい、これが大きな基本的な概念になっているようであります。

この第28号を見ますと、今回、東日本大震災において相当の被害が出ております。その中において、雑損控除と住宅ローン減税という、この2項目だけ条例改正をする。しなさいというのか、するというのか、よくわかりませんが、そういうことで、この条例改正が提案をされております。

この面から、条例とは一体どういう位置づけ、意味合いなのかというところから説明をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 議員おっしゃられるように、条例は法等に抵触しない範囲で地方公共団体等において定めることができるという内容のものでございます。

今回のケースでございますけれども、条例で今回お願いをしておりますのは、住宅ローン減税と雑損控除の特例、この2項目についてでございます。

今回の税法の改正は、実はもっと大きく改正をされておるわけでございますが、今回は幸田町に影響のある部分ということで、この2条についての附則への追加をお願いをしておるわけでございます。

確かに、おっしゃられるように、税法の規定と同じ内容を税条例では規定をしておる部分が多々ございます。その根拠等でございますけれども、基本的には租税は法律主義でございます。

地方公共団体が租税を課すには、地方税法の規定に基づきまして、税目、課税客体、課税標準等については、条例で定めなければならないと、このように定められておるわけでございます。

片や、今度は町の条例のほうを見てまいりますと、町の条例に定めのない事項については、地方税法の規定によるということ、ちょっと理屈上、余りすっきりこん部分もあるわけでございますけれども、いずれにしましても地方税法の規定というのは、これは地方公共団体への、物の本によりますと、地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲を定めるのが地方税法だという説もございまして。これは学説でございますので、はっきりはしておらんわけでございますけれども、そういう範囲で、私どもは町民に課すためには必要な事項については条例で定めなければならないと、そのように考えております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 少し細目に入りますけれども、今の説明でいきますと、町の条例になくても、地方税法があればそれでいけるよという話であります。地方税法があれば、別に条例はなくてもいいわけです。条例が特殊性があれば、それは入れていくべきだということですが、ただいまの地方公共団体が課税権行使をするためには、そういうものも織り込んでいくほうがいいのか、織り込めといいのか、定かに聞き取れませんが、そういうことになっているということで理解していきます。

そうしますと、今回の災害については、幸田町においては被害はありませんでしたが、幸田町民が現地のほうと関係している人はあると思います。幸田町の人が会社を営んで、現地で工場を受け入れしている人、持っている人、賃貸をしている人、それから自動車であつたら自動車は流された人、そういうさまざまな人も関係していると思います。

そういう面で、事業用の問題、事業用資産が損失を受けた問題、それから固定資産税については、固定資産税というのは幸田町に保有する土地について課税をしていくわけですが、被災地にお住まいの方が幸田町に例えば土地を持っている場合もあるでしょう。そういう場合の軽減措置というものもあるかも知れません。自動車もそうです。

そういう関連しているようなものについて、今回は条例を定めなかった。だから、その場合でも、それは地方税法に定められているから、それは適用していくよとということではありますが、そういうものについての今後の対応はどのようにされるのか、お尋ねをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、税目の中でも、今回の大震災の該当になると思われるものがございます。例えば、軽自動車税のようなものは、幸田町の方があちらのほうに車を持って行って乗っておられたときに被災をされたというようなことになりますと、課税権は幸田町にもともとあるわけでございますので、問題が出てまいります。あるいは、事業用資産についても、事業場所を向こうに持っておられたような方は、被災をされる可能性もあろうかと思えます。現実には、軽自動車を持っておられる方はお一人お見えですし、幸田町に資産をお持ちの方も5名ほどおられるわけでございますので、どこかで被害をお受けになっておられる可能性は否定はできません。

しかし、たまたま今申し上げましたものにつきましては、被災は受けられなかった方々ばかりでありますので、納税はされましたけれども、そういう可能性はゼロとは言えません。そういうときには、やはり町の条例に定めがなければ地方税法の定めで減免、あるいは納税猶予等を行っていく、そのように対応をすべきだというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

要は、条例も全く上位法と同じものを流すだけでいいのというのが最初の私の疑問点でありました。

最後に、今度の被災において、幸田町へ転入してみえた被災者というものがお見えになりましたら、何人ぐらいお見えになるか紹介をしていただければと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 震災以後、本町にお見えになられた方、4月11日にお見えになっておられます。1世帯2名の方が幸田町のほうへ被災地からお越しになっておられます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） お願いをします。

国民健康保険税の収納状況についてお尋ねをします。

国民健康保険税の収納率が毎年下がっていくようではありますが、平成22年度はどういう傾向にあるのかなど、またこの下がっていく理由というのを一体どういうふうにとらえられているかということについてもお聞きしたいと思いますので、お願いをします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 収納率の関係につきましての御質問をいただきましたが、平成22年度の現年度分に係ります収納率につきましては、92.2%でございます。前年度が90.9%ということで、1.3ポイントの改善というような形になります。

また、滞納繰越分につきましては、16.8%、2.3ポイントのアップということでございます。

下がっていく要因、今回はたまたまと言っては語弊があるかもしれませんが、前年よりも改善がされてきておるということでございます。

ただ、私どもとしても、やはりリーマンショック以来、景気、またそして今回の東日本大震災、こういったような影響の中で、社会的にも、また経済的にも非常に不安要素が多いわけでございます。

こうした中で、収入も伸びない。こういった状況で、やはり今後ともいましばらく厳しい状況というものは続くのではなかろうかといったような判断をいたしております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この国民健康保険の加入率ですが、世帯数とともに同時に低下傾向にあるかと思っておりますので、この低下傾向とこの収納率との因果関係というのはあるのかなにかについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 加入率の低下につきましては、やはり今申し上げましたように、やはり経済的な関係もありまして、たまたま例えば夫婦で自営業をやっておられた方が、奥さんが例えば会社勤めになられるとかといったようなこともあろうかと思っております。

ただ、状況といたしましては、最近の若者と言って限定しちゃっていいのかわかりませんが、例えば不特定雇用といったような関係によりまして、国保への加入というものは、そういった方もふえてきておるということもございます。

そこら辺の関係もありますので、一概に今後の状況というのはどういう形になっていくのかということ、今後ちょっと様子を見ていかなければならないところかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 滞納金額については、収納率が下がると同時に、逆に反比例して上がっていくようですが、その累積の滞納金額はどのぐらいになるのかなということと、その滞納されたお金について何で補てんしているのかと、補てんをしているところは一体何だろうということについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 滞納の関係につきましては、現年度分、それから滞納繰越分を合わせまして、21年度末が2億6,100万円ほど、またそれから22年度末におきましても2億6,400万円ほどといったようなことになっております。

これに対する補てんということでございますが、御案内のとおり、国民健康保険の財源につきましては、国からの負担金、またそして被保険者の方々から納入をいただきます保険税収入ということでございます。

ただ、被保険者の負担ということになりますと、それにはやはり限界というものもあるかと思えます。自治体独自の判断によりまして、法定外繰り入れ、一般会計からの繰り入れ、こういったものによりまして補うといったような形でございます。

本町といたしまして、23年度につきましては、一般会計から5,000万円さらにアップをいただきまして、繰り入れをさせていただくということでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 2億6,000万円余という多額な滞納金額があつて、5,000万円余というお金を一般財源から補てんするという実態ですので、収納率を上げる方法として、具体的にどんな行動をしているのかと、その成果はどうかということについて、またさらに今後どういう対策を立てていくのかなというような、今後の計画についても伺いたしたいと思います。お願いします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 22年度の収納率につきましては、先ほど申し上げましたように、1.3ポイントの改善というようなことになりました。しかしながら、滞納繰り越しを入れますと2億6,000万円ほどの累積の滞納がございます。

新規の加入者に対しましては、やはり口座振替、また期限内の納付をいただくように督促をさせていただき、また一度やはり滞ってきますと、なかなかそういったものが累積していくというような傾向もございます。

そうしたことから、早期にやはり納税相談をさせていただきまして、滞納の要因となっている状況というものがあるのかということや個別に判断をさせていただき、分納ですとか、また場合によっては減免制度を活用できれば、そういったものを勧奨させていただくような対策を講じていくことが必要かというふうに思っております。

22年度につきましては、新たに税務課のほうで徴収嘱託員なども採用いただきまして、収納体制の充実も図ってきておるといふようなことでもございます。今後も収納率の改善に結びつきたきめ細かい対応をしていくように心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 税金は、もちろん義務であります。この義務というのは、信頼関係に基づく義務かなというふうに思っておりますので、要するに町民が納得するかしないかという部分が大きいというふうに思っております。

今度の改正が、取れるところから取ると、そんなような気持ちではなくて、当たり前納税している90%の町民にわかるように、納得できるような形でそのPRをしていただきたいと思っておりますので、どんな方法があるかと、町民にわかるように、納得できるような方法とは一体何かということについて、アイデアがありましたら、教えてください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 取れるところから取るという御意見でございますけれども、

今回の改正につきましては、やはり医療費の増加に基づきまして、これをどこからかその財源補てんをしていかなければ制度として成り立っていかないと、こういったようなことがございます。そうした意味から、負担の公平化、また平準化を図っていくというような意味合いもありまして、今回、こういった改正をお願いさせていただいておるわけでございます。

今後のそういった国保の今の置かれておる状況というものを御理解いただくために、やはり今、中心となるのは、広報なりホームページとか、そういったものを活用するという事になるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、そういった滞納、中にはお医者さんにかかっていないから僕は保険は要らないんだというような、そういったような御意見も聞く場合もございますけれども、そういったことではなく、やはり保険というものの性格というものを納税相談なりでよくお話し合いもさせていただきながら御理解をいただく、こういったことが必要かというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の条例改正の内容は、課税限度額のアップと、これが中心であります。68万円の課税限度額を一気に9万円引き上げて77万円の課税限度額にすると、こういうものであります。

そうしたときに、この課税限度額の引き上げによる対象者、対象の世帯、人数についてまず答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回の改正によりましての影響する世帯、また人数等でございますが、120世帯、またそれから人数的には460人程度かというふうに見込んでおります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 120世帯の460人と、こういうことで課税限度額の犠牲があるということになるわけですが、それによる増収の見込み額はどれだけですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 大体1,000万円ほどと見込んでおります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどから滞納の関係が出されております。まず、現年分の滞納がどれだけあるのか、それと滞納繰越額、こういうものが今どれだけあって、それに関係する世帯数及び人数について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、滞納についての現年分でございますが、6,556万5,000円といったような数字でございます。それに対する世帯数は606世帯。それから、過年度分につきましては、滞納繰越分でございますけれども、1億9,890万円ほど、トータルで、先ほど申し上げましたように、約6,400万円ほどになるかと思いますが、そういった形になるかと思っております。なお、滞納繰り越しに係

る世帯数につきましては、890件というような形で考えております。

ちょっと被保険者数の人数の関係については、滞納等につきましては把握をいたしておりませんので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 毎年、6,000万円を超す現年分の滞納が出てくる。そして、過年度分を含めた滞納繰越額が2億6,000万円、こういうラインがずっと続いとるわけですね。

そうした中で、今答弁がありましたように、世帯数はつかめとる。人数はわかりませんよと。何で人数はわからんの。国保税は四つの税目で課税しとるわけですね。その税目の中で、平等割は世帯だわな、均等割は1人当たり幾らと。とすると、あなたの答弁でいくと、均等割に該当する滞納の状況が、人数がわかりませんよということは、滞納すると均等割が免除されるわけですか。実態をつかまんで、答弁ができない。答弁ができないということは、課税が免除されておるのかと、こういうことになるんですが、なぜつかまんですか。事前に通告してあるわけだ。わからんものはわからんので、そんなものはやれないと言って議会で答弁して押し切っちゃおうと。押し切っちゃおうとすると、じゃあ今申し上げたとおり、均等割については滞納すると免除されるのかと、こういうところに落ちていくわけですが、いかがですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今言われましたように、均等割、また平等割、そういった関係からいけば人数を把握しておってしかるべきではないかという御意見でございますが、基本的には滞納につきましては、世帯主課税というような考え方の中で滞納額となっておる金額、こういったものを世帯主に対して督促をさせていただいてやっておるといような関係もございまして、現状ではそういった個々の人数まではちょっと今把握をいたしておりませんが、そういった関係については、今後、どういうふうな対応がとれるかどうかというのは考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保税は世帯課税だと、世帯課税イコール世帯主課税だから、その世帯が何人おって、どうこうなんていうことは関係ないよと。要は、あんたのところの世帯は滞納額はこれだけだよと、要は通知さえしておけば後はいいよと、こういうことなんですよ、あなたの答弁。

結局、実態をつかまらずして、なぜ2億6,000万円というものがどういう形で出てきておるのか、その状況がどうなのかというのは、世帯構成の中でどういうふうな構成がされてきているのかということも非常に重要ですよ。

先ほど申し上げたように、国保税は四つの税目で課税がされている。所得割、資産割、均等割というのは、もう少しいけば、個人均等割、世帯平等割、こういう四つの税目で課税がされて、その課税に対して滞納があったときに、これは世帯主課税だから世帯数さえわかればいいんだと。こういうのは、私は実態を見ずして物を言われておるなど。実態を見ずして物を言われるということは、その実態がどうなっているか。その実態に対して行政がどういう手だてをとっていくのかということも全く我関せずと、こういう

ことになるんじゃないですか。

そうした点で、今後改めていくということですが、この問題はずっとやっておっても、あなた方は人数については、ちょっと、ちょっとと言いながら、時間を置いて出してくるわな。

ということは、指摘をされなければその実態がつかめない。指摘をして、若干の時間と言うよりも、かなりの時間を費やして出してくる。そうすると、事務的な問題として欠陥があるんじゃないのか。それはもう今までずっとやってきた。何遍言っても改まらず。これで、こういう通告をすると、あなたは言うてこなかったけれども、担当のほうで、頼むわ、人数はつかめへんので、それは触れんでくれんかねと言って頼み込んでくる。何でつかめんだということを改めよということをずっと言ってきたけれども、じゃあ今後、世帯はわかるけれども、人数はわかりません。後はどんぶり勘定でつかみ金でございますよと。こういうことになるんですが、これは改める意思がありますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まことに申しわけありませんが、その詳細な部分で、どういったような形での技術的な問題があるのか、そういった点につきましてちょっと把握をいたしておりません。こういった点につきましては、担当のほうともよく今後調整をいたしまして、どういう改善ができるのかということは、改めて検討してみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、あんたはやるとは言わんな。検討したいと。

行政の検討というのは、あかんべえだよということの代名詞だわな。検討と言ってその場は逃れて、善処3年、検討10年というのがお役所言葉だ。10年たった結果、検討した結果、あかんべえだよという結論出したって、何も意味がないわけだ。

今申し上げたように、なぜ人数がつかめないのか。そういう事務のシステムにどこに問題があるのか。どういう事務改善をしたら、世帯と人数がきちっとつかめるかという、そういう方策が一番手っ取り早くて簡単なことですよ。そういう方向性がなぜ言えんのかと。よく検討していきたいと、どうやったらいいかしらと。その前提があいまいにされておるから、検討とはあかんべえだよと、やらないよということの代名詞につながっていきます。

そうした点で、まずあなたに、前提として人数をつかむか、つかまないか。後の質問にもありますけれども、国保に加入する世帯数と人数はどれだけかと言ったら、人数が出てくるんですよ、全体は。答弁するわな、後で。世帯数が四千何ぼで、加入者が八千何ぼだと。こういうことは言えても、滞納の実態については世帯の状況しかわからんというのは、どこかに問題がある。そういう意識はございませんか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 当然、滞納整理なり、そういった形に行くためには、やはりそういった世帯の実態というものを把握していく必要があるということは、御指摘のとおりというふうに理解をいたしております。

そういった面で、家族構成がどうなっているのか、何人おるのか、そういったような

ことも必要な事項ではなかろうかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、ただ現状として、今、数字として、滞納分とか、そういったものについては数字をつかんでいないというようなことでございます。今後の中で、技術的な部分がどういう形ができるのか、また場合によってはそれが可能であれば、次回の例えばそういったシステム改修なり、そういったものができる段階において改善ができるのかどうか、そういったものを含めて研究させていただくということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 可能であればという前提を設けちゃうもんだな。そこへさっと逃げ込んで、やっぱり難しかったと言って逃げるところだ。だから、可能であるかどうかではなくて、可能にしなければいかんということなんだ、実態をつかまないと。

という点で、もう一つは、世帯数の変動というのは比較的少ないけれども、その世帯数における家族構成というのは結構変動があるんですよ。だから、それを適時にきちっとつかんでいくという点でいけば、システムをどう改善していくかという方向がとられてこなきゃならんし、そのシステム改善にかかわる費用負担もあるということもあるんで、そうした点で、二の足を踏んで、そこで足踏み状態で終わっていくというのが今日までの幸田町における実態だという点で、そこから一步踏み出していきたいということを申し上げて、次に入っていきます。

国保の加入世帯、そして人数、それから滞納にかかわる世帯数と人数について、人数は嫌だと言っとるけれども、絶対聞くでな。その構成比はどうなっとるんだ。国保の加入世帯数を100としたときに、滞納の比率はどれだけか、人数は、国保加入者の人数は出ます。だけれども、滞納の人数はと言ってクエスチョンがついとるけれども、そんなこと、私が何も逃げ道をつくってやらんでもいいわけなんで、ちゃんと説明がいただきたい。比率も含めて、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 23年5月末現在の世帯数等でございますが、4,673世帯、8,934人の方が国保に加入をいただいております。

滞納につきましては、先ほど現年分で申し上げますと、606件というような数字を申し上げたかと思いますが、それで割り返してみますと、約13%ほどになるかというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） さすがあんたはしたたかだね。人数のことを言うと、また追い打ちかけられるということで、それ以上追い打ちかけへんわ。

要は、全体の13%が滞納世帯だ。これは深刻な状況だと。もっと深刻なのが、2億6,000万円は当年度国保税の課税額、いわゆる今年度でいきますと、8億4,530万9,000円ですよ。その30%を超えるわけですよ、滞納分がな。という点で、じゃあ滞納分がいいとか悪いとかじゃなくて、じゃあこういう滞納繰越額をどんどんどんどん年間毎年毎年積み上げていく、その要因がどこにあるのか。それは毎年10%を

超す国保増税をオール与党の助けを借りて一生懸命住民いじめをやってきた。そうでしょう。

そういう中で、じゃあ滞納をどう減らしていくかということを考えるときに、徴税を強化すると。あなたも言われたように、税務課のほうで収納担当をふやしたんでと、滞納をせっせと整理する専門の分野を、嘱託員だったか、非常勤だったか、2人、3人雇っておられる。そのこと自身、私は否定をするものじゃない。しかし、実態を見ずして、成績主義的に徴税を強化することによって収納額、収納率を上げていくと言ったら、そもそもの大もとを見逃しているわけですよ。

先ほど申し上げたとおり、昨年も10.6%、この23年も、この課税限度額の9万円の引き上げを含めて6,000万円の対前年を含めて増税をして、10.76%も国保税の増税をする。

先ほどあなたも言われたように、住民の収入は年々年々どんどんどんどん減っていく。多くの年金の加入者の関係も、年金がずっと減らされていく。減らされていくことによって、滞納額はふえる。滞納額がふえるから、これはいかんと言って税率をアップする、税額をふやす。こんなの悪循環じゃない。どこかでこの悪循環を断ち切らなきゃいかん。どういう方策を考えておられますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 滞納につきましては、先ほどもお話が出ましたが、やはりリーマンショック以降の不況などの影響もありまして、収納率も低下してきておる。今回の税率改正につきましては、私どもとしてはやはり低所得世帯、こういった方々の所得割のみの改正にとどめる、またそして今回の課税限度額につきましては、高齢者のほうの御負担を少し求めていくというような手法をとらせていただいたわけでございます。

御指摘のとおり、この税率のアップというのは、やはりこれは際限なくというわけにはこれはいかないところであるということは認識をいたしております。また、一般会計からの繰り入れということにつきましても、これもやはり前からお話をしておりますように、一般の国保加入者以外の税金が投入されるというようなこともあります。そういったバランスというものをどう考えていくかということがございます。

基本的には、さきの一般質問でも御質問いただきましたように、社会保険制度ということであれば、国が責任を持った、そういった運営というものが望まれるわけでございます。各市町村、全国の自治体も同様の悩みを抱えておるといのは、これは事実でございます。

こういったことから、やはり国にこういった制度が今後できるのかどうか、そういったことを要望なりも、こういった実態というものを機会をとらえて申し上げていくということが、今できるところではなかろうかと。法律の国民健康保険法なりでそういった制度的なものが定められている以上、私どもとしては今の法律の中で運営をしていくしかないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に、国保をこれほどの財政悪化の状況に追い込んだのは、自民党

の政治ですよ。1984年までは、医療費総額と事務費を含めて50%を国が負担しとったわけですよ。それが、小泉も含めた自民党の政治がどンドン市町村にその負担を押しつける。市町村はたまったもんじゃないから、加入者にその負担を転嫁するということで、今日では、国が50%負担をしていたものが今24%、そこまで落ち込んできているわけですよ。国が負担をしなから、市町村が負担をする。市町村も負担が耐えられないから、加入者に負担をかけると。こういう悪循環の中で、それぞれの市町村がいろんな知恵を出しながら、一般会計から補てんをしながら暮らしの支援をしていく、支えていくという政策をとってきている。幸田町も、今年度はたまたま5,000万円対前年よりも上げました、法定外繰り入れ。しかし、それでもまだ低い。愛知県下の中でも真ん中よりも下、負担の割合がな。

という点で、もう一ついくと、一つのモデルケースとして、現役の40代の夫婦と中学生以下の子供が2人の4人世帯で収入が200万、こういう世帯でいきますと、これは2010年、このときは28万8,900円、県下で高いほうから8番目だ。これほどのところまで住民の負担がどンドン強められてくる。強められてくるから、こんなものはたまったもんじゃないということで、過去のデータからも含めて、2009年、2010年に滞納額が一気にどんとふえてきたわけだ。そういう傾向もある。

そうしたときに議会で論議したのは、大きな家屋敷に住みながら税金を滞納しとる老夫婦がおると。家屋敷を召し上げて借家に住ませて、幸田町はそれを処分せよと、こういうことも議会で議論をされている。そういう課税強化をする。その一方で、滞納するやつは悪いやつだと。悪いやつから保険証を取り上げちゃえと。こういうのも、幸田町はたまたま1件だけかな、取り上げ取るのは。あとは短期保険証という形で対応されているけれども、徴税強化とペナルティーをやったからといって滞納が減るなんていうことはいんですよ、制度、仕組み、そのものが悪い。それを変えていくには、やっぱり国政上の問題もあります。ここで国政上の問題を議論するつもりはございませんけれども、そういう状況の中で、自治体としてとるべき施策の方向については、町長から答弁がいただきたい。

その方策というのは、一つしかないんですよ。一般会計から法定外繰り入れをして、どれだけ住民の負担を減らして、暮らしを支えていくか、こういう施策をとらない限り、悪循環の繰り返し、私はそう思います。そうした点で、町長の答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 国保につきましては、毎回、この問題が出てくるわけでありまして。一般会計からどれだけ繰り入れすればいいのか、そこが大きな論点だと思っております。

私どもは、今回は5,000万円というような形で一般会計から繰り入れております。それぞれ人によって給与の増減、多い方、少ない方、いろいろあろうかと思っておりますけれども、多い方は多い方なりに社会保険等を出しておられるわけでありまして、少ない方は少ないような形でやっているわけでありまして。

私どもが、じゃあその中の何%を一般会計から繰り出すべきなのか、それは全部出してあげればそれにこしたことはないでしょうけれども、それは一般の会社員の皆さん方におきましては、二重払いにも、三重払いにもなるというような状況もございます。

ですから、それをよく今後とも見きわめながら一般会計から出していくと、補てんをしていくということについては、変わらないというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただ、言葉じりをとるつもりはございませんけれども、先ほど言われた、社会保険の方もちゃんとその所得に応じて、収入に応じて負担しとるじゃないかと。私も国保に入っている人間だ。私どもも負担をしている。

そうしたときに、じゃあ全部入れたらいいのかと言ったら、幸田町は国保税のないまちという形で全国に流し入れるわけだ。いい施策をやっとるなど。そういう全部出したらいいなんかという、そういう対比の仕方をされるもので、かりかりと来るんで、私は引き続き負担を軽減するために施策として繰り入れをふやしていただくことを求めて、終わります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど伊藤議員の質問の中で、限度額の引き上げの対象人数と影響額を出していただきました。これで、120世帯を単純に9万円掛けますと、1,080万円でございます。それで、この限度額の引き上げは、すべてが9万円ではないわけですよ。この介護納付金の課税額の限度額は、これは40歳以上の世帯でございますので、ですから例えばこの対象世帯と、それからすべての対象世帯とに分けられるわけでございますので、その分けた世帯数はどれだけかということでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 申しわけございません、ちょっと今、その数字をつかんでおりません。後ほど御答弁させていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、国保税は、国において低所得者が多くなってきたということで、所得割が見込めないと。国保税が確保できないからと言って、そして幸田町は所得割の税率アップ。それと同時に、国において限度額引き上げに伴って、幸田町も国の限度額いっぱい引き上げを今回行うわけでございます。

それで、お聞きしたいのは、この国の限度額というものと、それから町の限度額の考え方でございますが、今までこの課税限度額いっぱいまでは幸田町は引き上げてこなかった。それが一気に今回9万円も引き上げを図るといふ、このことはなぜなのかということでございます。

自治体の裁量によって、この限度額というものが柔軟に対応されていたというものが、今回は中間所得者層の急激なしわ寄せを避けるという、こういう説明によって国の限度

額いっぱいまで引き上げをするよということですが、具体的にこの中間所得者層というものの範囲はどこまでを指すのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回の改正につきましては、高額所得者の方々に御負担をいただくというようなことを念頭に改正をするということが目的になっておりますが、限度額を抑えるということにつきましては、税率改正がございまして、限度額を法定限度額に合わせて改正しなければ、限度額に今達しておる方は頭打ちでございまして、その保険税には全く影響が出ないということで、限度額以下の方については税額は変わってくるわけですが、それ以上の方については、変わってこないということでございます。

そうしたことから、その分の限度額に達していない人たちにその負担というものが生じてくるといったようなことから、限度額以下の方々の御不満もあるというようなことを国のほうとしては見ておるということでございます。

こういったことから、地方税法の規定ですとか、そういった趣旨を尊重いたしまして、最高限度額を法令に定める額のとおり規定していくことが望ましいであろうということでございます。

以前、厚労省につきましては、これまで国税の負担限度額というものは、上限を世帯全体の4%にするようにしてきたということですが、しかしながらこれまでの考え方によりますと、中間所得者世帯というのに負担がどうしてもそこにいってしまふ。こういったことから、22年度からその考え方を改めてきたということをお聞きをいたしております。

そういったような関係もございまして、今回の改正に合わせて、国に準じた対応をさせていただくということをお願いしているものでございます。

中間所得者層の範囲ということですが、保険税は保険税を計算した賦課限度額を超えた場合に、先ほど申し上げましたように、そこで頭打ちとなるわけでございます。

今回、国はそういった中間所得者層といったものの範囲というものを具体的には示しておりません。中間所得者層というのは、所得が課税されますが、課税限度額には値しない範囲、すなわち今回の改正前の医療分で言いますと、47万円以下の所得割が課税される被保険者の方々を総称して言うておるものというふうに私どもとしては理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この厚労省が示している世帯全体の4%ということのを改めたということですが、今回の限度額の引き上げの対象世帯は、全体の何%に当たるのか、お尋ねしたい。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 何%に当たるかということですが、申しわけございません、後ほどちょっと答弁させていただきたいと思いますが、先ほどちょっとお答

えができなかった部分を先に御答弁申し上げたいと思います。

医療分、支援分、介護分、そういった関係の影響に係る世帯数と金額的なものの御質問について御答弁をさせていただきたいと思いますが、医療分が123世帯で420万7,000円、支援分が153世帯で276万3,000円、介護分が67世帯で242万8,000円、トータル939万8,000円の影響額という形で考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回のこの課税限度額いっぱいの引き上げによって、幸田町の世帯全体の何%というのは答弁ができないということでありますよね。要するに、今ちょっと計算機を持っていないものですからわかりませんが、4,673世帯の120世帯を割り返しすれば、単純に出てくるということでございますね。

それで、中間所得者層というのは具体的示していないということでありますけれども、じゃあこの800どれだけと、先ほどトータルの金額を言われましたけれども、800どれだけですよね、課税限度額いっぱい引き上げたことによって、1,000万円と言われましたけれども、具体的にじゃあ限度額いっぱいの引き上げの金額は、概算じゃなくて、具体的に実数で出ているわけでしょう。それをもう一回、トータルで答弁していただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） トータルでは939万8,000円という数字でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、中間所得者層の急激なしわ寄せを避けるということで、課税限度額いっぱいの引き上げを実施をするよと。それによって939万8,000円の増収を見込むということで提案をされた議案でございますけれども、しかしこの中間所得者層の具体的な所得については答弁できないという内容でございます。

じゃあお聞きをいたしますけれども、この限度額いっぱいの所得金額は、これはいかほどかということでございます。

○議長（池田久男君） 答弁を願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 限度額の影響を受けるラインという考え方でよろしいかと思うんですが、例えば4人家族で、御夫婦、子供2人、固定資産が仮にないというような考え方で申し上げますと、おおむね限度額でいきますと、給与控除後の金額ということで御理解いただきたいのですが、800万程度になろうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 4人家族で800万ほどで限度額いっぱいに達すると。要するに、77万円の国保税が係ってくるということでございますよね。違いますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 申しわけございません。この関係については、医療分ということで御理解いただきたいと思います。ですから、51万の限度額に達する世帯とい

うことで試算をしたものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の課税限度額が3セットで引き上げられると77万円になり、9万円のアップにつながるわけでありますよね。医療分というのは、要するに純然たる幸田町の医療費分ですよね。後期高齢者支援分というのは、今までのこの医療分が分割されて、そして後期高齢者医療制度ができたことによって、老人保健の分を後期高齢者支援分に回してきた分だということですよ。

ですから、本来、今までの分が医療分と後期高齢者支援分が、この分がゼロ歳から74歳までの人に係ってくる分。介護納付金、これは介護保険制度に拠出をする分ですので、これは40歳以上の被保険者に係る分ですので、この世帯がある部分ですと、これを出さなくては行けない。ですから、それぞれ分かれてくるわけでございますので、違うわけですよ。

私がお尋ねをしているのは、この3セットで来た場合の77万円の課税限度額に達する所得はどれだけかと、これを平均で出していきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） この介護分、また後期高齢分、こういったものにつきましては、当然、この金額よりも下回ることは間違いのないわけですが、限度額が下回るということは間違いのないわけですが、それに伴っての所得のあり方というものも、それに準じて下がってくるというふうに考えております。ただ、ちょっと数字的に細かいものまではちょっと把握をいたしておりません。申しわけなく思います。

それから、先ほどの120世帯の関係の割合でございますが、割合につきましては、2.6%、約3%が全体に占める割合というふうに理解をします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 全体の加入世帯数の2.6%が今回の限度額の引き上げの対象者よということでございますけれども、そうしますと厚労省の示す世帯全体の4%というのが限度額いっぱいだよということからすれば、この厚労省の考え方に基つくと、まだ幸田町の場合ですと限度額の対象者がふえてくるというふうに考えてもよろしいのかどうかということですが、そうしますと例えば国は77万円に限度額を9万円引き上げたわけですよ。それが4%にするということで、77万円に引き上げた。ところが、幸田町は2.6%で限度額を既に9万円の引き上げの77万円になったということからすれば、これは全体の幸田町の保険税が高いというふうにならざるを得ないというふうに思うわけですが、そういう考え方にはならないですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回、幸田町におきましては、全体で9万円の引き上げということですが、国におきましては、それ以前に、改正前47万円。失礼しました。ちょっと今、数字が出てきませんので、申しわけありませんが、国のほうでは、私どもとしては、1回、この改正というものを抑えてきた、先ほど議員もおっしゃられたと思いますが、そういった経過がございます。ですから、今回、ちょっとその辺を飛

び越えて一気に国に歩調を合わせたというような形になってきておるといふことで、9万円という形でございます。

先ほども申し上げましたが、今回の限度額の改正を例えば見送った場合ということになりますと、限度額以下の方々に対しまして、この0.2%ほどの経費というものをまた新たに御負担をいただくような形にもなってきます。そういったことを避けるためにも、今回の若干限度額を引き上げて、高額所得者の方々に御負担をいただくというようなことにもなってくるわけでございます。そういったいろんな要素もございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、限度額いっぱい77万円になる世帯の所得は幾らになるのかわからないと、幾らになったら77万円が課税されるかわからないということですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 現時点におきましては、前年度所得が不確定ということでございます。本算定後、そういったことにつきましては確定してくるといふことでございまして、現状での関係については、21年度の状況を見まして、その数字をもとに定めさせていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今回の工事契約については、パークアンドライドの駐車場ということですが、この工事の発注に際して、設計とか考え方とか、そういうものについてお尋ねしたいと思いますが、国や県の補助金等を受けて工事を進めるということですが、環境面に配慮するとか、さまざまな要素があると思うんですが、そういうために発注関係について、特に注文をつけて出したとか、進め方について、特色がありましたら、説明をお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） パークアンドライド駐車場の工事の設計の考え方と特色ということですが、ここの相見地区は、相見エコまちづくりということ、導的都市環境形成計画という事業のもとに、環境負荷の削減というような形で進めています。

特に、駐車場では、舗装面積が全体で1.4ヘクタールということ、非常に広い状況でございまして、その中では、路面の高温化、それから雨水流出の抑制という機能を持つ透水性舗装を採用しています。

また、道路において歩道部ですが、雨水を保水というか、ためておく仕組みになっていますが、そういう路面温度を低下させる保水性の舗装を採用します。

それから、あと環境ということ、緑化を高めているということ、この場合緑化率が25%ということ、通常の県の緑化に対する条例でいきますと10%でいいんで

すが、それをはるかに上回る状況で行っています。

それから、駐車場における照明灯については、環境配慮型を使用して節電効果をするというようなことが主な配慮している項目です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 雨水の雨の関係を中心に透水性、それから保水性というような説明がありました。このあたりをもう少し具体的というか、わかりやすく説明をいただきたいということ。

それから、節電効果というものも今話がありましたが、この公園地区において、照明器具をどれぐらいつけられるのかわかりませんが、そういうものによって、本来よりも今回の設計工事によって、節電効果、節約がどれぐらいあるのか、試算等もありましたら説明をお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 舗装の種類が2種類ということで、透水性舗装というのですが、これは舗装の粒度ですね、その中に空隙を持たせて地中まで浸透させるという舗装です。ですから、駐車場からしみ込んで下の土質のところまで行くということで、水中に水分を保持することによって、通常、それがまた蒸発するという気化によって低下させるという仕組みです。

それから、保水性舗装というのは、水分を本当に舗装の中にためておくという、舗装の間隙というんですか、すき間というのか、そういうところにためていくということで、これも自然的に気化熱ということで、そういう中で路面を低下させるという2種類を考えています。

節電効果ですけれども、ここの照明器具だけの節電効果等は、現実に現在出してごさいません。相見エコまちづくりの中で、全体にほかにも雨水を利用したりというようなことも含めて節電効果は出してありますので、その点、詳細については、現実にはこの照明灯ではありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 工事設計については、国とか県が今後も関与してくるのか、町単独で事業を進めていくのか、そのあたりはどうでしょうか。最後の質問にします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 工事の設計については、この事業、社会資本整備総合交付金ということで、その補助をやっていますが、事業主体は幸田町ですべて町で設計をしています。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料にも載っておりますが、今回、10社を指名した指名競争入札という形で、加藤工業が落札をしたということですが、この加藤工業については、ちまたではいろいろな問題が指摘をされております。

要は、指名をする行政側として、いわゆる5,000万円を超えるものについては1

0社以上の指名をしなきゃならんよと、こういう規定の中で対応されたというふうにし
か私は理解をしとらんわけですが、そうしたことともう一つは、指名に当たっての一定
の要綱で示した基準をクリアしとるといって逃げ道はあるわけですが、実績としてどうい
う仕事をやってこられたかというのは、ちまたの皆さんがよく承知をしとるわけだ。

これは既にすべての議員の皆さんが議員に就任して間もなくのころに、幸田町地域安
全ステーションというのが配付がされております。その中で、このステーションが20
年の2月19日に竣工を迎えましたという形の中で、総事業費が鉄骨2階建てで、建築
面積が31.26平米、1,684万2,000円と、こういう請負金額が載つとるわけ
ですが、その安全ステーションのできればについては、私自身もたまたま担当の委員会
に所属をしておりました、竣工式にも臨んでまいりました。物が悪過ぎる。1,600
万円を超える事業費でありながら、この雑な工事は何だという指摘は、あなた方自身も
耳にしておられる。そういう業者を指名をされた。指名されれば、あとはこっちのも
んだと、内容のことはともかくとしましてね。という形の中で、この業者にかかわる技
術力、力量、それにふさわしい企業としての体制が整っているのかどうなのか。

もっと率直に言えば、こんなものは丸投げだと。人はおらへん、重機はあらへん。そ
んなもので7,000万円の工事を受けたって、そんなもの丸投げすることわかつとる
じゃないの。こういう指摘はございますよね。

そうしたときに、あなた方が、要は要綱に従って一定の条件をクリアしとるから指名
をいたしましたよというだけでは、臭い物にふたをすると。ふたをした結果、御指摘の
とおり加藤工業が取りましたよと。これは何だと。こういうものが率直に言っているわ
けだ。どういう答弁されますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この請負予定の加藤工業の関係のお尋ねでございますが、選定
の経過につきましては、議員おっしゃられたように、本件工事ですと10社以上、町内
が6社以上、町外4社以内で10社以上を選ぶという基準の該当の工事になります。

それで、町内業者、この金額の工事になりますと、格付はB格付で、さらに建設業許
可において特定建設業の許可を持っておる、そういう業者でなければならないというこ
とで、その中に加藤工業も入っておるといってございまして。

いろいろおっしゃられたわけでございますけれども、こちらにつきましては、県等にお
きまして、客観的経営審査が行われておきまして、その点数も私どもがBに格付をす
る650点以上であるということでございますので、その点について、外部でも業者的
には問題ないということであろうと思っております。

また、技術職員等の関係でありますけれども、私どもが把握しておる限りにおきま
しては、一級、二級、その他職員等を合わせまして10名の技術職員がおるといって
承知をしておりますので、力量としても土木工事のこの程度の工事であれば十分行える
というふうにお思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、答弁をする側として、自分たちの問題から含めて、それは
問題ありませんよと、要綱に従ってこの基準をクリアしとりますから、10社の中の1

社として示しましたよということは当たり前。あなた方が、指摘したら、お説のとおりもっともでございます。いろんな政治的な配慮をいたして指名したなんていうことは言わへんわな、口が裂けても言わへん。だから、そんなことを聞いとらへん。

私が申し上げたように、加藤工業の過去の実績、仕事のできばえ、そして陣容、結果的にこの7億3,000万円からの工事が受けられるかどうかと。言われたように、技術者、監督者、それが常勤の職員でなきゃならんということね。名義貸しじゃあかんわけだ。ちょっと名前だけ貸してくれやと、あるいは資格証をコピーしてこっちに回してくれんかやと。こういうことが指摘をされるような業者の指名であるよということだけ申し上げておきます。

次に、今回の予算の関係でいきますと、周辺整備という形で、当初予算では、整備予算が4億6,230万円、こういうふうになつとります。その整備事業の内容は、予算書でいけば5項目にわたって書いてありますが、書いてあるだけで、金額がどういうふうに予算配分されているかということは明細は出ておりません。そうした点で、まずその5項目、4億6,230万円の事業の5項目について、それぞれ予算配分がどうなっているのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 4億6,230万円の予算上の事業内訳ということで、5項目ですが、8工種に分けて金額のほうを申し上げます。

道路につきましては、1,400万円、それから便所、駅前につくるんですが、これが2,200万円、貯留槽、これも公園の中ですが、1,300万円、駐輪場が5,650万円、駐車場が2億1,000万円、情報板が700万円、散策路が350万円、シェルターが1億3,630万円ということで、予算上の事業費として4億6,230万円ということですよ。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 5項目じゃなくて8項目だよと、そんなものは予算書に書いてないことを言っとるじゃないか。予算書は、さっき言ったように5項目しか書いてないわけだ。何かそういうことすると、あんたの予算書はちょっと透けて見えとるんじゃないかなというような受けとめ方をされるような答弁はどうもならんがな。それはいいわ、内訳の問題でね。

今回、先ほどの答弁の中で、2億1,000万円が駐車場の舗装整備にかかわる予算という形で、今回は7,350万円という形で、これで設計の関係資料でいきますと、未施工という形であるわけですが、今回の7,350万円の施工の内容はなぜそういうふうにしたのか。

透水性、あるいは保水性、そういう形の中で舗装をするという形で、なぜそれが一気にそういう舗装をしなかったのか。2億1,000万円全部使えということをお願いしているんじゃない。なぜ、暫定的な整備にされたのかということが1点目であります。

2点目は、資料でいきますと、16ページになりますが、この太い実践で点々が入るとるわけですが、その区域が整備面積ということになるというふうに私は理解するわけですが、その区域面積はどれだけになりますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、駐車場の2億1,000万円の発注方法でございますが、この2億1,000万円の中には、工種として土木工事、それから舗装工事、それから機械設備、電気設備等がございまして、工種によって今回発注をしたということで、今後、そういう残りの事業についても発注するわけですが、当初、今予定しているのが、この地区で工事本数が5件ということでございます。現在、これが発注済みということで、1件になれば、あと4件をまだ随時発注する予定にしています。

それぞれ区画整理とか、道路改良でも、下の地盤、路盤工までがいつも土木工事展開をして、表層は舗装工事というような分け方をしています。今回は、さらに機械とか電気も分けて行くというような形で、当然、年度内完了は、新駅開業がありますので、したいというふうに思っております。

もう一つ、未施工かということですが、それについては、この図面の中にも未施工ということでフェンス等が書いてございますが、これについては、先ほど言いました、今後発注する工事の中で、現場の進捗と合わせてほかの工事で発注をしていくということです。この図面に書いてある未施工についても、年度内の完了がされるというふうで御理解願いたいと思います。

それから、整備面積でございますが、二つに分かれてございます。16ページの図面を見ていただいて、真ん中に相見1号線があります。これの左側のほうを北西地区ということで、この面積と、それから右側のほうを南東地区ということで今後説明をさせていただきますが、整備面積は全体で1万8,717平方メートルです。それで、南東側につきましては1万2,631平方メートル、北西側については6,086平方メートルということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なぜ未施工なのかと言ったら、後ほど施工しますよと。そんなもの答弁になってへんわけだ。

今回の工事の中で、例えば舗装の関係でも、なぜ今回、保水性、あるいは透水性という舗装という関係からいけば、分けてやらなくてもいいわけだ。一括してやれば、予算の効率執行はできるという点で、今回の工事に関係して、なぜその工事についてだけ言えば、17ページは未施工部分というのがあるわけだ。私はそれを言っとるんじゃない。それを言っとるんじゃないで、じゃあ今回の7,350万円で駐車場にかかわる舗装は完璧だと、こういう理解なのかどうなのかという理解をするということには、私はこれはならんわけだ。

書いてあるように、土木工事という形で、上の全層という関係は未施工、その下の上層とフィルター層が今回の施工分という形になりますよね。だから、何で上層部分だけ外したのかと。上層部分にかかわる技術、あるいはそれだけの技量がないという、その業者の請負の実態があるのかどうなのかということをお聞きしとるわけだ。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の工事の中に舗装の表層工が入っていないかということでございますが、現実には、ここの絵に描いてあります上層路盤というのは、あくまでも

砕石で、区画整理とか道路工事と言えば、土木工事の分野の施工範囲ということで、一番上の透水性アスコン、これは合材を持っている舗装会社が行われるということで、そういう工種と同時に、もう1点言えば、積算の中でそういう土木工事と舗装工事の諸経費が異なるものですから、今回、施工も積算においても、そういうふう土木工事と舗装工事に分割したという状況でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、このブロック、南東だ、北西だと言っておりますが、小さいほうをAブロック、大きいほうをBブロックというふうに分けますけれども、その2ブロックの中で出入りが4カ所それぞれ設計の中ではございます。

そうしたときに、過去の議会の中での質疑やら答弁の経過から含めると、ここに自動開閉機、こういうのを入れるということですが、この関係で、ぱっと見て、ここに設けられるかなというのは、大きいほうのブロックの比較的上のほうに2車線分といいますか、そういうのが分けてあるので、こちら辺が開閉機がつけられるのかなというような想定もするわけですが、そうしたときに出入りが4カ所あると。4カ所とも開閉機をつけるという選択肢もあるだろうと。しかし、そうしたときに、じゃあ開閉機をつけたときに、ここに人を配置しなかったらどうするのかと。

機械ですから、手違い、間違い、勘違い、人間でもあるように、トラブルがしょっちゅう起きるわけだ。そうしたときに、トラブルがあったら、開閉機を壊して出て下さいよと、こういう形にはならんはずなんだ。

そうしたときに、ここには常駐をする駐車場担当の職員がいなきゃいかん。別に、町の職員ということをやるとるんじゃないですよ。そういう人が配置されなきゃいかん。そうしたときに、なぜ自動開閉機をつけるのか。無駄な投資をして、雇用も確保もできないような、高齢者という形で言うと御無礼に当たるかもしれませんが、ここには高齢者の人たちがその働く場として雇用の場が確保されてくるだろうという期待はたくさん持っておられる。そうしたときに、開閉機を設けますので、1人か2人おれば上等ですよ。こういうやり方をしていくというのが自動開閉機を設けよという主張の論点であります。

そうしたときに、自動開閉機と雇用の創出という点からいけば、私は相矛盾する内容だと。そうした点では、どういうふうな対応を今後されていくのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、16ページの図面を見ていただきたいと思いますが、それぞれの出入りが少し書いてございませぬので、今、伊藤議員が言われますAブロックが左側の北西ということで、これについては、下の開け口から入り口で、上が出口ということ。南東側につきましては、右側のほうでございますが、下が出口で、上が入り口ということでございます。基本的には、駐車場内は時計回りの進行をするというような形でございます。

それで、自動開閉機は両側に、入り口部分に1カ所ずつ設置をする予定になってございます。

なぜ自動開閉機かということですが、ここ、500台が両方で駐車をされるということで、特に駅前ということで、時間も集中するというようなことで、人的な采配よりは、現在ではこういう駐車自動開閉機というのが設計上よく使われている状況で、本町においても最大の駐車場ですので、この機械を設置することにしました。

当然、自動開閉機ですので、幸田駅西みたいに雇用というんですか、そういう人がつくということはありません。これについては、駐車券の管理とか、お金の管理等は、すべてそういう業者に管理する予定でございます。

雇用については、朝、非常に混雑時にこういう機械が円滑に動かない状況、券の出し入れに戸惑う状況等が想定されるということで、これも過去の協議会の中で、そういう混雑時の対応ということで、町としてはその補助員を時間帯でつけていきたいということをお考えしています。

ですから、議員言われるように、この駐車場だけでは数人の雇用しか得られないと思いますが、ただ駐車場は広いんですが、草刈りとか、清掃とか、そういうのではシルバークのほうへ委託をしたいなというふうに思います。

さらに、この駐車場以外に新駅周辺の施設、例えば自由通路、それから駅周辺の駐輪場、それからバイクをとめるところ、それから公園、トイレということで、いろいろな施設が集中していますので、この駅を中心としたすべての施設を今後一体的にどのように管理するかということも考えていきますので、そうしますと、この中で若干新たな雇用というのは創出できるのではないかと考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 出入口は4カ所あるよということですが、あなたの説明でいきますと、入り口には設けるけれども、入り口というのは2カ所あるわけだ。Aブロック・Bブロックそれぞれ1カ所ずつの入り口がある。そこには開閉機は設けるけれども、出口の2カ所についてはフリーパスだよという形の中で、人間みんな賢いものですから、入り口を通過していけば開閉機がある。出口はもう開閉機はフリーパスだと言ったら、出口から入って出口で出てくれば、ただだわ。

人間の性善性と性悪性と、いろいろな形があります。そういう形で知恵が働く人は幾らでもある。あそこはいいぞ、出口から入って出口から出れば、フリーパスだということと、混雑時には人を置きますよと言ったけれども、機械のトラブルは、混雑しとったらトラブルしようと、暇なときはあくびして快調、快調という機械なんかあるのか、そんな機械。

機械は四六時中トラブルが起きますよという前提で、どういう体制をとるのかということなんです。そうしたときに、混雑時だけ何とか人は置くけれども、あとは知らんぷりだと言ったら、壊されるがや。そうしたときに、どう雇用対策をしていくのかということ是非常に重要なものですよ。

今、高齢者が、先ほど申し上げたとおり、年金がどんどん減らされてきたときに、生活上の問題もあるけれども、一日じゅう家でテレビにお守りされているようなことをやっていたら、心と体が腐っていくだけだわ。いかにして外へ出て、自分の社会的役割をどう果たしていくかという雇用の場を、金銭の問題じゃなくて、行政が確保していくか

というときが一番大事なんです。それを業者に、金もうけでがっつとやるのか、シルバーという、それが具体的にそういうことなのかどうなのかはともかくとしまして、高齢者の働く場、健康の場をこういう機会につくっていくという選択肢、政策の問題は出てこないですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 出口のほうにはつけないということで、当然、これが社会資本整備総合交付金という形で、補助金の対象という、当面は入り口だけにして、特に南東側でも2列になっていますが、将来、車の増加とか、そういう出入りに支障を来するという点になれば、一応、もう1機つけられるようにはなっていますし、それから出口でそういう問題が出れば、またそれなりの対応を当面はしていきたいというふうに思います。

現時点で、先ほど混雑時ということで一言言いましたが、混雑だけでなく、例えば車をどこにとめていいのかわからないという、駐輪場内で迷う方も多々見えると思いますので、そういう点では、この駐輪場の供用に向けてどのような問題が発生するかは、関係各課と調整しながら問題点を明確にして対応をしていきたいというふうに思っています。

さらに、雇用についても、まだそういう施設をどのように、先ほどシルバーということを申しましたが、これは一例でございますので、そういう中で、雇用対策という点で、できるものがあれば今後考えていくと、早急に、この来年が当然供用ですので、それに合わせて具体的に考えていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、出口には開閉機はつけませんから、どうぞ出入り御自由ですので、ぜひ利用してください。ただですよ、こういうことですね。

そうしますと、あなたの言ったように、ここを定期利用と時間利用という形の区分の仕方もできると思うんですね。

そうしたときに、定期・時間利用の問題も絶対出てくると思うし、例えばAブロックに入ったら、満車だがやと出ていこうと思ったら、入っていったけれども、入り口からちゃんと金払って入っていったら、あかんからと、今度は出口から入って違うBブロックのほうに入っていったら、二重取りになるがな、金がね。こんなもの、フェンスでぱつとやるとるから中の状況というのは全部見れへん。空きスペースがあるかどうかもわからん。入ってみた途端に、空きスペースはありませんと、もう一度お金を払ってくださいよと。こういう形になったら、悪徳商法ここにありということですよ。ということですから、これは人がカバーをしなきゃならんような状況がある。

こうしたときに、開閉機だ、開閉機だなっている、要らん金使って、雇用も、いろんな問題を起こすような、そういう自動開閉機は設置すべき内容ではないということをお願いして、次に移ります。

Aブロックの上のほうに企業用のバス回しがあります。その中で、既にこのバス回しの関係が計画がされておりますが、ここでこのバス回しを利用する状況というのは、企業用ということが書いてありますから、企業がもう既に名乗りを出て、この関係で、我が社がバスを何台回すよと、あるいはマルペケ観光社が、幸田の駅前じゃ、皆さん不

評買つとるもんだな。そこへ回しますよというような形の中でこの関係は利用されてくるわけですが、そうしたときに、特に企業用のバス回しということで行きますと、幸田駅への影響分というのは必ず出てきます。そうした点は、もうこうした設計をされる段階でカウントされておられるのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 大手企業に意向の聞き取りをいたしております。

その中で、企業の中で、こちらをぜひ利用したいというふうに名乗りを上げておられるところは、現在のところございません。ダイヤの利便性が幸田駅よりもよければ考えるという企業が1点と、それから費用対効果等を見て検討したいと、こういう業者があります。

それから、この地区に企業バス等のエリアを設けたことにつきましては、警察等との協議結果でございまして、現在、将来に備えてのこととでございます。

また、幸田駅との関係でございますけれども、当然、一定程度、幸田駅の乗降客は減るかと思いますが、こと企業の送迎については、先ほど申し上げましたように、はっきり相見のほうへ移るといふふうにおっしゃっておられるところはございませんので、今のところ不明でございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 先ほどの答弁の中で、出口のほうにも自動開閉機をつけるということで、大変申しわけなかったです。

入り口のところについては、南東側ですが、2カ所予定ですが、当面は1カ所ということですので、東西、それぞれ出口・入り口に1台ずつ開閉機をつけるということで、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 私は、入札執行調査について御質問をいたしたいと思っております。

町内指名入札者において執行された価格等についてお尋ねをしたいと思っております。

1回目の入札で落札者が決定したことは非常に喜ばしいことではございますが、各社が見事に足並みがそろった金額で入札がされていまして、感心しておりますが、私たち住民にとりましてはわかりにくい点がございまして、質問をいたします。

この予定価格が最も基本になって、我々が値打ちな金額で落札が行われたなという目安になるかと思っておりますが、この算出した基準になる資料は何か、お尋ねをしたいと思っておりますし、またどなたがこの予定価格は算出してみえるのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、1回目で全社落札しておりますのは、予定価格を事前公表しておりますので、それ以下の価格ですべての指名業者が応札されたということでもあります。

それから、予定価格の設定の方法でございますけれども、これにつきましては、実際行われる工事等につきまして、設計につきまして、設計等は設計単価で県の出しております、そういうもので算出されるわけでありまして、さらにそこから需給状況ですとか、取引の実例価格等をしんしゃくをいたしまして、町長が決定をされております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） だれが算出したかということですが、都市計画課のほうで担当しますので、都市計画課の職員が愛知県の積算基準に基づいて積算をしました。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 建設課のほうでやっておられるということですが、我々住民にとっては、非常にそれぞれの専門分野でございますので、非常にわかりづらい点がありますので、この辺の基準というのが非常にわかりにくくて、もうちょっとわかりやすい何か資料なりがあるといいなというふうに思いますが、この予定価格がいろいろと新聞等々で漏れてしまったとか、そんなような疑惑も聞いたこともございますが、こういったものは、保管といいますか、予定価格が漏れないようにいろんな配慮が行われておるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 予定価格につきましては、先ほども申し上げましたが、町長が決定をいたしましたら、最低制限価格ともども決めていただいて、財政課長が適切に保管しております。

予定価格につきましては、事前に公表しておりますけれども、最低制限価格等については、これは公表しておりませんので、厳重に保管をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 基準をわかりやすくということですが、これは愛知県の建設部が発行しています、そういう歩掛というんですか、この工事をやると何人で現場ができるかという、そういう歩掛と、あとそれぞれ材料の設計単価等が県下で決められていますので、その内容に基づいて行っています。愛知県の自治体、半分以上がそのシステムで対応しているという状況です。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 全くの新人でよくわかりませんが、入札者におかれましては10社載っておりますが、町内業者を育成すると、町内業者からなるべく仕事を受けてもらって、町内業者が立派に育つようなこともあるのかなと思いますし、また町外の業者も3社入っておるわけですが、この辺の入札者をどのような選考基準で、この工事以外でも配慮してみえるのか、教えてください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 入札業者の選定につきましては、指名業者を選定するための委

員会を設けております。そちらで工事、あるいは工事の金額、あるいは工種、それに応じて、幾らまでの規模の工事であればどこまでの業者が入札参加させることができるかというのを、ランクづけをあらかじめ行っております。

今回の工事の場合ですと、全体で10社以上を指名をしなければならないと、そのうち6社以上を町内で、4社以内を町外でと、こういう決めになっておりまして、私どもの町内に該当する工事をやれる規模の業者がおれば、できるだけ町内に入札の機会を与える、そのような考え方で選考をしております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） いろいろと基準とか、いろいろな制約があるのだと思います。いろいろと予算も緊迫した、この町の予算でございますので、少しでも値打ちな、本当に基準に正確に工事がなされることを住民として望んでおると思います。私もそのとおりだと思います。

こういった入札ということがなかなか住民にとってはわかりにくい点がありますので、これからもこの基準というものをもうちょっとわかりやすく、住民にもわかりやすいような基準が明確になってくると、非常にこの金額が今回7,000万円、最低でございますが、最大でも7,130万円という拮抗した各社が入札を行っておられますので、特にこの基準というものから値打ちになっておるからこれでいいではなくて、この落札が最低の価格が落札するんだという基準もあるんでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 落札者を決定するには、まず予定価格以下でなければならない。それと、あと最低制限価格を設定してございますので、粗悪な工事を行わないように最低制限価格が定められておりますので、その範囲内で応札をされた業者の最低価格者と契約を結ぶ、それが契約の基本であります。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） そうしますと、この予定価格が7,560万円になっておりますが、最低価格といたしますか、これより下回った場合は、もう一回入札が行われるんでしょうか。最低価格が今ここにはありませんので、わかりませんが。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 議員おっしゃられるのは、最低制限価格のことかなと思いますけれども、例えばこの工事の場合、予定価は7,560万円で、仮にの話ですけれども、最低制限価格を5,000万円と設定をしたとしますと、4,500万円で入札を入れた方は、これは失格でございます。その次に、例えば5,500万円とかの業者がおれば、その業者と契約をすると、こういうことになります。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） はい、わかりました。

こういった設計において、金額ですね、この予定価格等、そういったものについて、先ほど申し上げましたように、この工事は本当に値打ちにやっているんだなということがわかるような方法がもしあるといいなというふうに私は感じましたので、今回の質問にさせていただきました。

私の質問は以上でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 全体の総事業費と未施工分の実施時期についても、午前中の質疑の中で明らかにされましたけれども、その中で、総額4億6,230万円、これが8工種に分けて施工されるということでございます。事業が8分割されて発注されるということでございますが、これを産業建設委員会の審議のときまでにきちっと資料として提出をしていただきたいということでございますけれども、それはよろしいでしょうかということでございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 4億6,230万円、8工種でございまして、今回、工事については、駐車場関係は5件を予定しています。そのうち1件が発注済みで、今後、4件を工事発注する予定ということで、その残りの状況について、まだ若干、しっかり4件についてどういうふうに発注するかというのは、現時点で決めてございませんので、委員会にということの資料についてはちょっとできない状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この先ほどの8工種に分けられた金額で見ますと、入札をしなければならぬのはシェルター、これも入札と申しますか、議会にかけられる内容かなというふうに思うんですが、こうした総事業費の中で再分割をされて工事発注をするという、そういうような内容になっているわけでございますので、この再分割することによって全体工事費が割高になるのではなかろうかと、こういうふうに思うわけでありすけれども、その辺はいかがかということでございます。

それから、今回の入札執行調書を見させていただきますと、先ほどの都築議員が言われましたように、金額がずらずらとだんご状態になって並んでいると。その落札率を見ますと、予定価に対して93.38%というふうになっております。最近の傾向からすれば、これは落札率が高どまりじゃなかろうかというふうに思うわけでありすけれども、これはどうだったのかなと非常に思うわけでありす。

ですから、そうした点におきまして、この分割することによって、この予算額を金額が高どまり傾向になるのではなかろうかということが感じられました。その点についての説明がいただきたいということでございます。

それから、安ければいいという問題でもないわけでありまして、あの地域一帯が液状化が心配される地域でございます。

今回の東海地震の想定でも、あの相見地域は液状化の可能性があるというふうに心配をされている地域でありまして、そのために水道管の配水管を耐震化対策をしながら施工している状況でございます。

そうした点におきまして、この駐車場が液状化の対応、耐震化はどうかということでございます。その点について、あわせてこの今回そうした点が盛り込まれたのか、お尋

ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、今後の工事発注、先ほども言いましたけれども、4件ということでございます。今、工種でいけば350万円から1億3,000万円までありますが、この中でも、基本的には分割の仕方としては、土木工事、それから舗装工事、それから機械の設備工事、電気の設備工事というような形で分ける予定にしておりますので、今言えるのは、駐車場の舗装工事については、工事案件として5,000万円以上を超えますので、これについては議会案件ということで、また次回の議会の中でお願いすると。

あと、機械とか電気等については、現在、見積もりというんですか、設計にしますので、その時点ですべて入札という形で、議決案件ではないですが、発注をしていくと。

シェルターについては、今、1億3,000万円ですが、実は現時点の社会資本整備総合交付金の内定額からいくと、この1億円ほどは現実にはできないだろうというふうに今思っています。

それは、今までどうしてもやる工事の積算を見て、残りの予算がどの程度いけるのかという判断の中で決まってくるということで、現在の予算だけであれば、シェルターについては、今年度施工せず次年度になるのではないかという状況だけ御報告をさせていただきます。

それから、液状化の可能性ということで、駐車場工事の液状化対策をとっているかということでございますが、本地区の土質というんですか、造成高から実は2.8メートルについては、粘性土というんですかね、普通の土が行ってございます。その下の2.8メートルが砂質土でございます。それより下は沖積層ということで、ですからこの2.8メートルの砂質土が液状化になるという恐れがあるということですが、一般的にはそう言われています。

今回、だけれども、この駐車場地区においては、2.8メートルの粘性土が砂質の上にあるということで、重量的にも当然粘性土のほうが重たいという中では、これが結構遮断層になるというような見解も持っています。

ですから、今回、東日本大震災のように地中から水がぱっと噴き出てくるような現象というのは、それほど今回考えられないのではないかとということで、現状としては、液状化の対応はしてございません。

ちなみに、土木設計工事において、現在、液状化を考えているのは、設計等で配慮するというのは、橋梁とか、それから擁壁が8メートル以上とか、大きなボックスについては、壊れたらすぐに復旧できないという重要構造物という位置づけで液状化を考慮するというふうになってございます。

ですから、今回、駐車場にある縁石のブロックとか、U字溝の300等は簡易構造物ですので、そういうものについても耐震化に伴う対策はしてございません。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 落札率の関係でございます。

高どまりとの御指摘でございますけれども、私どもとすれば、適正に設計をし、その

上で予定価格を設定をしておるわけでございまして、応札される業者さんの、他社の入札動向とか、そこらもあわせながらできるだけ利益が出るような形での応札をされる結果だと思えます。

それ以上、私どもでは、今、何とも申し上げられません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 液状化の件でございますけれども、2.8メートル下の砂質土の上には粘土層があるということで、液状化にはなりにくいよということで対応はしなかったということでございますが、そうしますと、水道の配管との液状化の可能性があるということで、配管を埋設をしているという、これとの整合性はどうなるかということでございます。

駐車場だから、さほど復旧に時間がかからないから大丈夫だと、こういうことで耐震化というか、液状化対策、耐震化対策はさほど神経質にならなくてもいいよということなのかどうかということでございます。

それから、耐震化対策は割と簡単にできるそうでございますので、そうした点におきまして、工法的にはさほど難しい技法ではないということでございますので、やはりそうした、それに費用もさほどかからないということからすれば、粘土層があるから大丈夫だということではなくて、あそこを調査してきた結果、そのような液状化の可能性があるというような地域というふうに指定をされているならば、やはりきちっとやっていくべき必要性があるのではないかとというふうに思います。

ましてや、3連動の大地震が来るということが、30年以内には87%と、こういうような予想が出ているならば、後々の大変な舗装が盛り上がり、地盤沈下したり、使えないというような事例になる前にやはりやっていくべきではないかと。特に、液状化のおそれがあるという地域でございますので、そうした面からもきちっとそうした対応をすべきではないかと、その安全性が確認されなかったらやるべきではないというふうに思うわけでありまして。そうした点で、やはりきちっとわかっているなら対応すべきだと思えます。

それから、落札率が高どまりということでございますけれども、確かに業者も利益を出さなければならない。それはわかっているわけでありましてけれども、しかしながらこの入札の結果調書を見ますと、130万の中にだんご状に押し込まれて、そして7,000万円で落札をすると、こういうような高どまり傾向の入札執行調書が見受けられるわけでございますので、そうした点からすれば、この予定価の立て方がよかったのか悪かったのかと、どうだったのかということでございます。その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 液状化の対策ですが、まず液状化には、現在、工法としましては、均質な砂の層をすべて取り除くという状況、例えば今回で言えば2.8メートルの層をすべて撤去して入れかえるという方法、それからパワーブレンダー工法という工法があるんですが、これは地盤改良です。これは、新駅の退避場のレールの下はこの地盤改良で行っています。実は膨大な費用がかかっていますので、そういう点では、この耐震化に伴う工事費というのは、まだまだ一般的に行われていないというふうに思います。

ので、多額な費用がかかるというふうに判断をしています。

現在、そういう耐震化を行うかどうかということですが、やはり国の補助金を得ている事業ということもあるんですが、こういう事業、例えば簡易構造物に対して耐震化を含めて工事をした場合の金額をはじいた場合には、必ず下に埋まっている耐震化のほうがお金がかかるというようなこともあります。

そういう点では、そこら辺の比較をして、今の土木事業では、当面はこういう簡易構造物については液状化対策を配慮せずに設計していいというふうになっているのではないかと。さらに、先ほども言いましたけれども、こういう簡易構造物については、復旧が早いということで、そういう震災のときでも早く使えるようになるということもあります。

ちなみに、ディズニーランドもこういう液状化現象になって、どういう対策をしたかと言うと、亀裂が入ったところには砂を入れたり、それから建物のところについては、すべて地盤改良がやってあって、現実には建物は壊れなかったというようなこともあります。

だから、お金をかければ、当然、耐震・液状化現象は耐え得るというふうには思っていますが、当面の今の公共事業の現段階での設計を考慮すると、重要構造物だけを考えるのかなというふうに思っています。

それと、水道管の話がありましたけれども、水道管は今耐震化をやっていますけれども、これは液状化だけではなく、管の構造についても耐震化を深めているということだと思いますので、ただ線になっていますので、全線がここも液状化というふうにはなっていない状況だと思いますので、今回、駐車場みたいな場所については、調査をすると液状化の恐れはあるという判断ができ、水道では長いスパンですので、そういう液状化対策というのはしてみえないのではないかなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 上水のほうの耐震の部分で議員さんのお話がございますので、私どものほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

今、建設部長が申しあげましたように、私ども上水のほうにつきましては、平成21年から第3受水点の整備ということで、耐震等の整備を行ってございます。

この第3受水点というのは、北部のほうから水を配水いたしまして、特に災害時等、収容人員が1万5,000を越す見込みでございます。防災計画にございます北部中学校、あるいは幸田高校、そして幸田小学校と、これら重要な施設への給水、それが耐震化等がされてございません。その道中の部分において、今、話題にも出ておりました液状化の部分、これも防災計画の中で集落の周りを通る部分でございますので、そういうこともございまして、この幹線をなす耐震化ということで、現在、整備を進めさせていただいておるものでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 予定価格の設定と落札価格との関係であります。

予定価格がその工事に対してより適正な価格、業者に大きな利益が出るわけでもない、赤字が発生するわけでもないという、そこら辺のところであれば、今回のような予定価

格に近いところでの落札に集中するというのは、これはやむを得ないことかなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これから8工種に分けてそれぞれ入札が行われるわけですが、それぞれについて、こうした落札が高どまり傾向ということであるならば、私は予定価の立て方にも問題があり、そして一括発注になぜしなかったのかという懸念が町民からも出てくるのではなかろうかなというふうに思うわけですが、そうした点で、わざわざこの8工種に分けた、その理由についてお尋ねしたいと思います。

それから、進入路と安全管理面についてでございますけれども、進入路の出入り口が4カ所あって、それぞれに基づいて進入していくわけでございますけれども、先ほど午前中の議論の中で聞いておりますと、入り口のところでお金を支払うというふうなシステムだと言われましたけれども、そうしますと例えばこれは定期利用ということで考えておられるのか、それとも時間利用なのか、利用形態によって変わってきますよね。

例えば一日利用だと、そのときに払えば、それは何時まで置いておこうと、金額は一定だと。しかし、時間利用にすると、帰りのほうで払うというふうなのがいいというふうにもなります。

私、先ほど聞いておりましたら、この入るときにお金を払うシステムだと、逆に混雑するのではないかなというふうに思うんですね。朝の時間帯の大変なときに一々お金を出し入れして入っていくというふうなのですが、1台当たり何分、お金のカウントがどれぐらいかかるかわかりませんが、逆に入るときに混雑をしていくということで、改めて見直していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけがあります。そうした点で、やはりこの自動改札というのはいろんな問題点も含んでいるということが指摘できるのではないかなというふうに思います。

それから、進入路でございますけれども、この進入路を見ますと、何かちょっと図面でありますので、わかりにくいわけでございます。そうした点で、やはりこうした大きな駐車場になれば、利用する側も戸惑いがあるものですから、安全管理の面からも非常に問題も多いということからすれば、ちゃんとした誘導の表示というものも必要だというふうに思います。そうした点で、安全管理面の対策はどのようにしていくおつもりなのかを伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、工事の発注ですが、8工種というのは、あくまでも予算上で申し上げまして、工事については5件の発注予定です。1件が発注済みで、後ほど4件を発注するというので、これの工事の決め方については、舗装については議決案件になるということで、あとのものについては、工種で、土木工事とか機械等の組み合わせによって、工種を二つを一つにしたりというような形で、全体では、今後4件の発注にしていきたいというふうに思っています。

それから、定期利用か時間かということで、そういうのがゲートが同じかということですが、現在は同じところで行います。

その内訳も当然あるわけであって、今、定期利用をどこの場所にするか、時間割りを

どこにするかというのは、今、関係課との協議中ですので、そういう点で、利用勝手がよくなるような感覚で進めていきたい。

特に、朝の混雑ということで、この図面ではちょっとわかりにくいんですが、南東側の駐車場からゲートまで行くのに約6台分の停車ができるようにしてございます。南東側のゲートの位置まで。それから、北西側の駐車場では、2台分が停車できるように奥のほうにゲートをつくって、混雑を少しでも解消しようというレイアウトになっているという点で、安全面に配慮をしております。

それから、安全管理のほうですが、照明灯は駐車場内に設けます。それから、防犯カメラについても、現在、まだどこに設置するかはまだ設計中ですが、最小限、人通りがあって暗やみになりそうなところについて、防犯カメラも今年度で設置をしていくというようなこと、それから車での安全ということであれば、補助員以外に場内の整理員等も今後検討をしていきたいと。具体的に、来年の開業に向けて整理をしていきます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 安全面でございますけれども、こと大きな駐車場になりますと、防犯上も非常に大きな問題というふうになってまいります。そういう点からしまして、やはり女性専用エリアというものもつくっていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありませう。

現在、幸田駅の駅西は余りそうした配慮もされなくて、何度も申し上げて、ようやく少しずつではありますけれども、そうした認識もされつつあるわけでございます。

今回のこの相見新駅の駐車場にしましては、かつてない大きな駐車場となるわけでございます。そうした点からすれば、駅からも少し離れている状況の中で、こうしたエリアを最初から女性専用エリアというような形の中で優遇措置ではありませんけれども、問題の起こらない、そうした安全対策の観点に立って対応していただきたいというふうに思いますけれども、そうした考えはこの中には生かされているわけでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 安全面について、特に防犯ですが、現在、女性の専用エリアということは配慮してございません。しかしながら、照明灯を何基とか、防犯カメラによって全体が安全でいけるようには当然設計として工事発注をしていきます。

今後、この中でどうしても女性専用エリアというのが必要ということになればやりますが、現実には考慮していませんので、今から設計段階で、そういう点も踏まえて、実施に向けて整備をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当初からそういう考え方のもとに整備をしていかなければ、後追いになってなかなか実現ができないというふうになってまいります。特に、防犯カメラを設置してあるから安全面では大丈夫だというふうに言われますけれども、防犯カメラがなくても問題が起こらないと、こういうような点からすれば、女性専用エリアをつくることによって、その移動時間が短くなる。そのために、そこで短い期間の中で犯罪が抑止できると、こういうふうにもなりますので、ですからやはりこのホームから近い位置の中で女性専用エリアをつくりながら、そして防犯対策として、後々事件が発生しな

い、そうした取り組みを最初から、対策をするのではなくて、まずそうした犯罪が起こらない駐車場づくり、そういうものを対応していくべきだというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、つくる以上は安全な施設というのは原則でございますが、それに至るまでには、やはり利用者とか、現在の駅西の利用状況と調整する項目等もございますので、そういうのを踏まえて、今後、実施に向けて整理していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 補正予算の関係で、歳出、消防費、発電機の関係ですが、まず前回の説明会におきまして、バルーン発電機を購入するという話がありました。このバルーン発電機というものについては、私、見たこともないし、触ったこともないし、わかりませんが、全体の今回の補正予算900万円のうちでこのバルーン発電機を購入するという話がありました。

実際に、この発電機の価格というのは幾らで想定をしているのか。それから、明るさとか音とか、そんなようなものについて、実際のものを確認されておれば、そういうものも披露していただきたいということでもあります。

それから、このバルーン発電機というのは避難地用ということでありましたが、これ、有効活用と言うと、避難があったときに有効活用になるわけで、そんな有効活用はないほうがいいわけでありましたが、なければならないで買った意味がないということでもあります。そういう意味で、こういうものをどういうふうに活用していくのか、予算を使っても無駄ではなかった、こういうものもよかったなというものを示したり使っていくために、どのような活用方法を考えて購入発想をされたのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、今般の補正について説明させていただきますと同時に、今のことについてお答えさせていただきます。

今般、900万円の補正をさせていただきました。その内訳たるや、補充した各応援に行きましたところの東日本へ支援した物資の補充と、今言われる発電機等々でございます。

この発電機等々につきましては、期間避難所4カ所へつける想定をいたしまして、4セットを考えております。発電機が1台とバルーン型の投光機を二つ、これを1セットとして4カ所へ設置する考えでございます。

金額につきましては、発電機が1台40万円、バルーン1機が34万円、2機でするので68万円、1セットとしては108万円ほどと想定はしております。108万円の4セットでございますので、それ掛ける、消費税を入れますと453万6,000円とい

うような形で考えております。

このバルーン型の投光機と申しますのは、あんどんだとかちょうちんのような形でふだんから布がおさまっております、下からエアーを送りますと、風で膨らみまして、いいのは目に優しいというか、全体がぼやけるといんですが、明るさが調整されて、どこから見ても目に優しいようなバルーンの形をしたものでございます。

明るさとしましては、勤労体育館でちょっと実験をいたしまして、勤体であります、真下では960ルクス、20メートル離れたところでは、約400ルクスという通常の数値を示しております。このバルーンの下でバレーボールだとかバスケットとか、そういうことはちょっと無理かと思えますけれども、通常の避難に際しては支障のないものと思っております。でありますので、発電機を置いて、バルーン型の投光機を2カ所つけて、一つの避難所が生活に支所のない範囲ということで考えております。

それから、活用でございますが、機械器具ですので、基本的にはある程度使ったほうがいいときもございまして、貸し出しを含め、イベント等に使用できるように配慮していきたいと思っております。

メンテ等は消防署で行うと同時に、置くところにおいても、ある程度、使用方法を御連絡・御指導していただいて、機械は常に動かすことも大切なことと思っておりますので、イベント使用にできるように配慮すると同時に、各置く箇所にもそれなりの指導をして置くというつもりであります。基本的には、メンテ・管理は消防本部で措置していこうと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 東日本大震災があった以降、こうした耐震、あるいは防災という関係で、国民の関心が極めて強くなってきたと。こういう中で、名古屋では、太陽光発電の申し込みをした、その日に予定をする件数の2倍の申し込みがあって、即日、もう締め切っちゃった。後、どういう対応をするかということも言われているわけですが、そうした中で住宅改修ということで、今回、トータルで780万円の補正予算の組み立てであります。

説明の中では、18件の既に申し込みがありますよということですが、ただこの耐震改修にかかわる補助というのは、行政当局、あるいは財政当局では、国から入ってくるもの、県から入ってくるもの、いろいろな仕分けがしてあります。しかし、対住民にとっては、それは行政側の勝手な都合なので、対住民に対しては、住民と言うよりは申込者や、あるいはこれから申し込みをしようかなというふうに考えておられる住民に対しては、どういう統一的な対処をされるのかというのが第1点目。

もう一つは、行政側、財政側として、国から入ってくるもの、県から入ってくるもの、いろいろな内訳があるわけですが、そうしたことも含めて、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住宅改修費補助の単町健保・国保別ということで、財源では3種類ございます。

それで、住民の方への補助額については、すべて90万円の補助でございます。内訳というんですか、単独の場合は90万円が単独費で6件、それから90万円が県費補助で4件、それから30万円の国費と県費補助の60万を足して90万というパターンが8件で、合計18件でございます。

ちなみに、この30万円の国費につきましては、平成22年度の繰越明許費240万円で、国保率が100%のものでございます。

それと、あとこれからの申し込みについては、現実はこの平成22年の3月に実はこの上乘せ30万円の募集をいたしましたので、現在も非常に住民意識が高いということで、再度、こういう震災の意識の高まりの中で宣伝をしていきたいというふうに思っています。

その方たちといろいろ年度内にできるかとか、そういうようなことも含めまして調整して、予算の補正も対応を考えているところです。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、いろんな内訳があるにしても、対住民に対しては90万円という補助ですと。それに魅力を感じたという言い方が適切かどうかは知りませんが、申込件数が予算の枠をオーバーをしているという中で、しかしせっかく申し込まれた人を、線を引いて、あんた落ちちゃったよという形ではなくて、申し込まれた方については補正で対応すると、こういう答弁だというふうに私は理解をしておりますが、もしそれが誤りだというなら、後ほどの答弁で訂正がいただきたいということと、もう一つは、引き続き私は国民の関心、住民の関心というのは、耐震の問題、あるいは自然エネルギーの活用の問題、きょうのニュースでもありましたように、イタリアは国民投票ですよ。国民投票で投票率が50%を上回らなければ判断しちやいかんという状況の中で、50%を上回る投票率で国民の94%が「原発ノー」と、こういう判断をして、自然エネルギーへの転換と、こういうのが世界的な流れの中で、こうしたことも含めて、先ほど申し上げたように、耐震や自然エネルギーの関心度が強まるということで、国の補助が終了しても引き続き私は住民の関心というのは極めて高いということと、国の補助が終わりましたからレベルダウンと、メルトダウンじゃなくてな、レベルダウンしてやっていくようになったら、これはまたどういう町の行政だということになるんで、少なくとも90万円、私はこれは少ねえなと思うんだわな。足らんから、120万円出しとるわけだ。それは今ここで議論するつもりはございませんが、少なくとも今の90万円の水準を引き続き維持をすると。引き続き維持をするということは、来年度の予算の中でもそういう施策を貫いていただきたいと、こういうことで、これは町長に答弁をいただきますが、来年度の予算編成と施策の中でも引き続き今日の90万円という水準を維持をして耐震化促進という形で町の政策推進をやっていただけるかどうか、そのお考えが

あるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回補正をかけて徐々に耐震化をやっているわけで、実際は、全部であと47件、それにつきましては、来年度も引き続きやっていく考えであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは申し込みの関係の問題と、もう一つは改修の申し込みの前提は、無料の耐震診断が前提ですと。ですから、無料の耐震診断をして、1.0を下回ったものについては補助対象ですよという形で今私なりに理解をすると、無料の耐震診断を実施をされて、その中から1.0を下回って補助対象の改修をしようというのが47件ということですよ。

これからも、じゃあ例えば昭和54年だとか、55年の5月以前の建物があと47件で、耐震診断を済ませて、あと改修しなければならないのが47件かと言ったら、そうじゃないはずなんですよね。

それは、これからも引き続き無料の耐震診断を実施をし、そして90万円という水準を維持をした耐震改修事業をどうするかということが私のお伺いと町長に答弁を求めた内容であります。

ですから、町長が今47件ありますよと、これは来年度、予算の中でも引き続き予算措置をしていきたいと思いますよと、こういうことですよ。

ですけれども、やっぱり先ほど申し上げたように、情勢は常に変化し発展をしていく、幸田町があと47件で、該当する機準日以前の建物で耐震改修をしなければならないという、そんな件数ではないですよ。そんなの何千件とあるわけだ。

ということも含めて、この時点で47件で終わりとするんじゃないで、47件を終わっても引き続き無料の耐震診断はあるわけです。おやりになったときに、もっと関心が高まってきたときに、じゃあこれを今後どうするかということもあわせて町長の答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今後につきましては、今からの状況を見させていただきますけれども、国・県等の補助、現在のところはそういう形でついでにありますが、全体的にどういう形で縮小されるかわかりませんが、状況を判断させていただきますして検討させていただきますというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 情勢の推移を見て検討ということです。少なくとも、行政のレベルダウンということだけではなくしていただきたい。それは、行政の水準を維持をする。維持をすることによって、住民の関心と意識が高まってくる。その意識の高まりに対して、行政がレベルダウンして、いや、もう補助終わっちゃったもんねということじゃなくて、引き続き行政水準は維持をしていくというようなことで、その判断の基準をそこに置いていただきたいなということを申し上げて、次に移ります。

災害備蓄、資機材の関係につきましては、裏に、本日示されました関係でわかるわけですが、ただ土のうの寄附採納の関係を除きますと6品目です。6品目が支援対象の備

蓄品として支援をされたということですが、ここにも参考単価と書いてあります。きょういただいた資料だけなんで、すぐはじき出しはできないわけですけども、この6品目でトータルでお幾ら支援されたわけですか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） ちょっと聞き取れないところがありまして、申しわけございません。送らせて、抛出した部分は、今の土のうを抜きますと、食料の関係で山菜おこわと。

○議長（池田久男君） 次長兼予防防災課長。

○消防次長兼予防防災課長（黒野英男君） 土のうの件について、おおよそ19万円でありますので、その引いた分で890万円です。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、6品目ですよね。土のうを除けば単価は出とるわけですから、これは先ほど申し上げたように、時間がないので、掛け算すれば出るわけですが、6品目については、890万円が東日本大震災の支援の明細だと、こういうことですね。間違いないか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 済みません、ちょっと聞き取れなくて申しわけございません。

今回の900万円のうち送らせていただきましたのは、さっき言いました発電機550万円と、ファミリールーム等々抜いた数でございますので、実質350万円でありませぬ。申しわけございません、900万円の内訳につきましては。

○議長（池田久男君） 次長兼予防防災課長。

○消防次長兼予防防災課長（黒野英男君） 先ほど言いましたように、土のうについては19万円ぐらいですので、880万円です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 土のう、土のうと言うもんだ、袋に詰めてほかしちゃうぞ。土のうは計算外でしょうと言っとるわけだ。あなた、資料の中でも寄附採納がされておるから、寄附採納がされて、数量的には8,000袋だと。それを計算しとるのか。その計算をして、この中に、消耗品費と食料品、合わせて350万の補正だわ。これとリンクしとるのかと言ったら、あなた方は何を考えとるのかなと思うんですよ。

だから、備蓄品を支援物資として6品目、土のうもだとわーわー言うなら、土のうも入れて7品目だ。7品目を被災地に支援として送りましたよと。そのうちの6品目は、今度の予算で350万、それぞれ分類をしながら分けたよと、こういうことなんで、じゃあそうしたときに、右から左へ移した、そのことによって穴のあいた部分でしかやらなかったよということなんだわな。

だから、あなた方自身が備品や備蓄品をどう補充をしながら計画的に拡充していくのかという視点・観点はございませんねということの確認なんだわ。土のうにこだわっちゃいかん。土のうの話は外に行ってから。ということで、その確認だけやっておきます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 済みませんでした。

水防関係につきましては、寄附採納がございましたが、今度ともこれにこだわらず、もし必要物品等、今後、防災会議等々で見直された場合は、当然、公費にて備蓄整備をしていくつもりであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） したたかと言うのか、相手の根負けを待つ答弁をされておられるのかようわからん。ようわからんけれども、これ以上やっていくと、私が精神的にまいっちゃうもんで、嫌だ。嫌だけれども、ここで放り投げちゃうと、消防長のつくった落とし穴に入ってっちゃうもんで、そう簡単に入るかということですが、要は、ここで申し上げたいのは、既に通告の中でも申し上げているように、資料の提出として、東日本大震災支援の備蓄品、資機材の支援の明細と購入時期の明細ということをお願いしておるし、またそういう中の答弁もあったということですが、どうも理解ができませんということで、たまたま総務委員会に付託をされる案件でもございます。歳入と消防の関係はな。もう少し微に入り細に入りお聞きをしていくということをお願いして、そうした中で、バルーン型の関係につきましては、この発電機の性能諸元というのがありますよね。ここで今どうだこうだと言っているでも始まらへんもんだ。または、ちゃぬき畑入って議論するようなことはどうもならんで、総務委員会までにそのカタログがありませんわね、購入したからには。ですから、発電機と投光機、それにかかわるカタログを資料として用意していただけるかどうか、答弁を求めます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 総務委員会までに、今言われた件の発電機と投光機のカタログ、明細等を準備いたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今回の補正ですが、3月11日の東日本大震災での大地震が起きてまじの教訓から、耐震の改修が一挙に本町でも進んだという補正でございます。今回は18件ということでございます。もし18件以上に今年度も進むようだったら、補正というものも考えていくということで、本会議等で言われ、また今も確認をさせていただきました。

そして、今、部長のほうから、これについての周知、宣伝も行っていきたいということも言われたところではありますが、宣伝をどのようにされていく予定であるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 18件について、今年度の補正で、単独で行うということで、ただし年度内に工事が完了するものということでお願いしたいと思います。

今後の周知でございますが、実は9月補正と言うと、もう直ちに宣伝に入らないといけないということで、一番効果があるということで、ダイレクトメール、今、耐震診断を行った方で改修を必要とする方にすべてメールを発送して対応をしたいと、7月上旬

ぐらいには対応をして、把握をし、年度内完了でいければいいんですが、できないものについては、来年度の当初予算に反映するというお願いで対応していきたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回、そういう予定でやられるということで、18件は既に決まっているようでございますが、そのほかにも相談の電話だとか、そういうものが現実あったかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 30万円上乘せの募集については、3月7日から3月25日という期間で、年度末ということで、非常に住民の方にとっては短い期間であったということで、申込期限が切れてから4件ほど相談がございました。申し込みではなくて、当面は相談ですが、今後、そういう方もまだまだふえるというふうに思いますので、電話については把握をしていませんが、対応をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 私も町のホームページを見させていただいて、この住宅耐震改修費補助のものを読ませていただきました。その中では、本当に文章がつつらつつらと並んでいるだけで、本当に住民の方があれを読んだだけではなかなか理解しがたいものがございました。

他市町のところを、やはり同じような住宅耐震改修費補助というところをあけてみまして、見させていただきました。そしたら、流れがしっかりとした文書だけではなくて、図にあらわされてホームページに載せてありました。それを見るからには、本当にわかりやすく載せてありました。

例えばこれは春日井市でございますが、もう既に先着済み、もう終わったものでございますが、このように住宅耐震改修がこのようにありますよと、お金も60万ですよと。それと、あと4ページ目ぐらいになりますと、補助の流れですね、受ける流れ、こういうふうに電話したら、無料耐震をやって、こういうふうにオーケーが出て、こういうふうに改修をしたいということが全部載っているんですね、図になって。これを見ると、本当に安心して耐震改修をやるのかなという住民の方がなれるのではないかなというふうに思います。

例えば、文書だけではなかなか理解しがたいんですね。そういうことからすれば、しっかりとした相談窓口で電話対応も結構ですが、やはりこういうものを住民サービスとしてやっていただけるかどうかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 宣伝のもう一つの重要な宣伝方法ということで、ホームページ、ぜひ春日井市を見て、見直しをしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、災害対策費でございます。

今回は900万円の補正でございます。その中で消耗品費が100万円、食料費が250万円、機械器具購入費で550万円が補正をされております。

この中で、消耗品費でございますが、ブルーシートとか間仕切り、ろうそく等があるわけでございます。その中で、砂のうは寄附ということで載っております。予算には、この中のお金には入っていないかというふうに思いますが、砂のうの使い方について若干お聞かせを願いたいというふうに思います。

この一覧で見ますと、砂のうの備蓄のほうは、各小学校のほうには1枚もございません。これがどうしてかということと、やはりこの備蓄の倉庫の中にも、小学校の中にも、私は土のうの袋もきちんと入れていただいたほうが、これは小学校だけの利用だけではなくて、小学校の近隣も、学区内のところにもすぐ持っていけるのではないかなというふうに思いますし、また土のうに袋だけではなくて、やはり緊急のときには土を入れるのもかなり時間がかかるんですね。そういうことから言いますと、ある程度の土のうに砂を入れて、本町であるならば、水害のときにはどこか土のうが必要かという箇所は大分ほとんどわかっているかというふうに思いますので、その対応が瞬時にできるような私はこの土のうの使い方をしていただきたいというふうに思うわけであります。

それから、今回、新しくバルーン型の発電機を買うという、投光機、あんどん型のライトを買うということでございますが、ある程度の明るさ等とか個数だとかは、今聞かせていただきました。

私もいろいろインターネットで見たわけでありますが、なかなかこれのどのようなものを買うかというものがイメージができませんでした。しかし、また委員会のほうで出されるということでもありますので、後から見させていただきたいというふうに思っております。

先ほど、消防長のほうからイベントの貸し出し等にも使っていきたい、メンテナンスは消防本部できちんと対応するというところでございますが、貸し出しのイベントはどのようなイベントで使えるのかなと想像ができないわけでありますが、大きさ等はどのぐらいなのか、また大人1人で運べるぐらいの重さであるのかということも、わかっている範囲で結構ですので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、土のうの件について、まずお答えします。

各小学校には、この表でいきますと、ありません。今後、十分対応していくつもりでございますが、土のう袋だけではなくて、今言われておるのは土の入った土のうそのものかと思われます。土のうにあつては、消防署には600から700ほど、それから各分団にも詰所に土のう、土の入ったのは、200から300、8カ所置いてございます。そういったことと、ただの土のう袋はここに書いたとおりの置き方になっておりますので、各小学校には、今後も検討して、置けるような形をとりたいと思っております。実際、土のう、土が入ったものでないと、非常につくってから設置というまでには時間がかかりますので、言われるとおりの、土の入った形を想定して今後も対応していきたいと思っております。

それから、アドバルーン型でございますが、貸し出し等々、十分考慮していくということでお答えさせていただきました。先ほども言いましたとおり、しまいつ放しですと余りよくない状態もありますし、高価なものですので、大いに使っていける形を、先ほ

ど答弁させていただいたように、やっていきたいと思います。

それから、大きさにつきましては、総重量は、アドバルーンそのものは23.何キロぐらいですが、バッテリーが100キロぐらいということでありますので、アドバルーンそのものは二手に分かれて、また今度、総務委員会で御説明、資料等は提出させていただきますが、1人で2袋の運びができるものであります。高さにしては、アドバルーンそのものの高さは3メートルか4メートルぐらい、伸ばしてですが、そして頂上のほうが膨らんできて投光機が光ると、そしてアドバルーンはちょうちん型ですので、ぼやっとして見えるような形になります。

ただ、発電機のほうが約100キロありますので、その搬送は難しいかと思いますが、いずれにしてもアドバルーンは1人で搬送できますが、発電機のほうは2人ほどで移動等はする形になるかと思いますが。

詳細等は、また総務委員会のほうで、アドバルーンの大きさの規格、バッテリーの規格等々は御報告しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今度、この備蓄品等につきましても、国だとか県の防災計画の見直しによって大幅に備蓄品も今後もふえてくるのではないかなというふうに思います。

国とか県の防災計画の見直しを待つのではなく、本会議等でもございましたが、やはり町独自の考え方で、この備蓄品等もこういうものも備蓄をしていきたいということも町としてしっかりとお考えの上で国とか県の整合性を持っていていただきたいというふうに思います。

それから、最後の要望でございますが、一般質問でも要望いたしました。やはり食料費の250万円の中でも、今回も非常食ということで、今回は山菜おこわと五目の御飯を向こうに持っていったということでございますが、今後とも食物アレルギー等に対応できるようなしっかりとした備蓄も今後計画をしていていただきたいと同時に、やはり流通の協定、なかなか対象の人数が全体から言えば少ないかもしれませんが、やはりいざとなったときには必ず必要ですし、それがないために命を落とすようなことがあってもいけませんので、その流通の協定を結べたところで、このような食物アレルギー食を備蓄できるような業者と協定を結んで、必要なときに必要な分だけが流通をしていただけるような、そういう協定等も今後しっかりと考えていていただきたいというふうに要望させていただきます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今言われた件、重々おさめてやっていきたいと思います。

流出備蓄等々も考えまして、特に食料に関しては、どうしても期限等々が短こうございますので、いわゆる今言われるような形の備蓄が最高の形になってくるかと思いますが、こういった件につきましては、今後、先ほども言われましたが、国・県等の防災計画の見直しを見守りながら幸田町の防災会議を実施し、その中に、防災計画の中で、今言われた件等々、いろんな形があるかと思いますが。

人数の見直しから備蓄の見方、備蓄物資の形がいろいろ変わってくるかと思いますが。

そういうのを勘案して、なおかつ町独自でまた事前に進めるべきものは進めるというような形で把握してやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 一般質問でも発言をいたしましたけれども、民間木造住宅の耐震改修については、非常に住民の皆さんの今関心が高い、この時期に、やはりそれと同時に3連動型の巨大地震が30年以内に87%と、こういうような予測もされていることから、非常にこの関心も高まっているところであります。

そうした点で、この災害から住民の命と財産を守る、その耐震化というのは、耐震化をすることによって防ぐことができるという、災害から身を守ることができる、この取り組みになるわけでございます。

今現在、年度末の国の緊急30万上乗せによって、非常に住民の皆さんの申し込みが殺到したということから、改めて補正を組みながら対応されているところでございますけれども、ほかの自治体を見ますと、こうした耐震改修補助は、自治体独自の上乗せというものもされております。そうした中で、設計費の補助というものがございまして、ですから、そうしたこの90万プラス設計費を見込んで100万という形の中で増額ができないかということでございます。

やはり、耐震化を図るためには、1.0を目指していく、その設計というものも必要になってまいりますし、そうした点で、やはりこの設計費の補助というものも必要ではなかろうかというふうに思います。そうした点で、ぜひ増額を図るべきではないかというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 耐震の改修の上乗せで30万、要は90万で今回18件、6件分については、すべて単独ということで行っています。

さらに、今回、今議員言われるように、他市町の状況で設計等が見てあるということで、さらに引き上げ、100万円にしたらというようなことですが、現実には、今、耐震改修で県下の状況で一番高いのが田原市の130万円、続いて刈谷市100万円、安城市85万ということで、60万円以上が10市1町で、県下大半がまだ60万円。この60万円の中でも、大半が今90万円になったよということで、先ほどの答弁にもありましたように、今後は90万円を堅持したいという方向にはなると思います。

そういう点で、さらに引き上げるには、まだこの90万円にしたところでもございまして、現行で御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 耐震改修をするに当たって、それぞれの家屋の条件等もございましてけれども、しかし平均の耐震改修費用と、それから平均の設計費というのは幾らぐらいでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 最近の平成21年が2件、平成23年が3件ですけれども、1件230万円ぐらいだと思います。その中に設計費用もすべて入っていますので、設計費だけの幾らというのはちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それぞれの業者によって、見積もり等も出しながら、そして実施をするわけでありましてけれども、この設計費を含んだということは、やはりこれは各自治体が耐震化を促進をする、そのために国の60万という中で、さらにその自治体独自の上乗せという形の中で設計費、見積もりを入れてくるということではなかったかなというふうに思うわけでありまして、そういう点からすれば、やはりこれから考えていかなければならない、1件当たり230万、あるいは300万とかかる中で、相当な金額もかかるわけでありまして、相当思い切らないとなかなかできないと、それからまた機会がなければ、リフォームするとか、そうした機会がなければ、合わせて耐震化はできないというような、あちこちいじればほかのところもいじりたくなる。こういう状況の中で、耐震だけの取り組みでは済まなくなってしまう、住宅改修というのはですね。ですから、そうした点で、住民が利用しやすい制度にぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、備蓄品についてお尋ねしたいというふうに思います。

この備蓄品の充実というのは、これからおいおい東日本大震災の事例に基づきながら、不足するものがそれぞれ出てくるというふうに思いますので、そうした点で、全国の事例を見ながら充実に努めていていただきたいということと、そして一般への普及ですね。自治体で充実するのは、それは当然でありますけれども、やはり最低限のこうした非常持ち出し袋のようなものをやはり備えながら、そして対応していくという、そうした一般家庭への普及というものも、これから災害対策の観点から、ぜひ取り組んでいかなければならないものでございます。

そうした点で、以前、阪神・淡路大震災が起こったときのその後の取り組みの中で、非常持ち出し袋は町の方で普及をするということで質問がございました。それで、そのときの町長が、ぜひそうした取り組みもしていきたいと、町のほうで貸与する、そういうような方向性も検討していくというようなことを言われたわけでございますけれども、その後、時間が過ぎて今日に至っております。

改めまして、やはりこうした必要最低限のものについては、住民でもそれぞれ各自宅で取り組みをする、そういう普及もやっていくべきではなかろうかなというふうに思います。そして、最低限どれだけが必要かという、そうした防災アドバイザーという方たちもいらっしゃるわけでございますので、そういう取り組みもぜひ行っていただきたいというふうに思います。そうした考え方はどうでしょうか。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今言われたとおり、国・県の今後の動きを見て、充実させていくつもりでございます。

そして、阪神・淡路大震災のときに、私はちょっと記憶はございませんが、町として、一般的に住民の方々も持つべきものは必要という、一般的な住民が持つべきもの

のことについて町で検討していくというような形を答えたかと今言われました。

それ以後、当然、自助・共助・互助・公助ですか、そういった形の中で検討はなされてきたわけですが、基本的には、ある程度身の回りのものだとか、一般的に売られておる防災用品のようなものは、各個人で設置されていく形のほうがよいかなというふうには聞いております。

そういう面も含めまして、今度の東日本大震災も踏まえまして、そういった形の阪神・淡路大震災以後の考え方と今後の考え方を総合的に勘案して、今言われるアドバイザー等々も検討して、いろんな形で幅広い範囲で意見を聞いて、町は町としてある程度計画の中に反映していきたいとは思っています。

若干、阪神・淡路大震災以後の取り組みについては、検討が長引いておるかもしれませんが、現況にあつては、当時、検討させていただく形がいまだに続いておるかと思えます。

今後は、今の意見も踏まえまして、秋に行われる防災会議、国・県が示された後の防災計画と、今から進めておりますいろんな形の備蓄品等々も踏まえて、すべてのものを洗い出ししていくつもりです。

以上です。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、消防長の回答がちょっとどういうことかというのが余りよくわからないと思いましたので、本来は、今、防災グッズというのは非常にたくさん出ております。町がこういう形のものがいいだらうということで全員の世帯に配ったとしても、やはりその世帯、その世帯で、非常持ち出しに何を持って出るのかと、そういうものというのは、非常に各所、皆、違うと思うのです。

そういう防災グッズの中については、とにかく自分の命といいますか、自分のものは自分で守っていくという基本概念を、それを徹底していきたいなというふうに思っております。そこには、水をどれだけ持つだとか、いろんなものそういう基本项目的なものはPRをしながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第27号議案から第31号議案を、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を来る6月22日までに作成し、6月23日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月23日木曜日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願い

いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年6月14日

議 長 池 田 久 男

議 員 水 野 千 代 子

議 員 夏 目 一 成